令和２年第５回　飯塚市議会会議録第２号

　令和２年９月８日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　９月８日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　台風１０号に対する対応、お疲れさまでした。質問通告に従いまして一般質問を行います。まず、ふるさと納税について、お尋ねしてまいりたいと思います。令和元年度のふるさと納税による寄附金の金額と返礼品にかかった経費、その他経費は幾らになったのか、また事業による最終的な差し引きの金額を教えていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和元年度の寄附額は２１億６３６９万７５９９円でございます。返礼品代は５億９１４５万５２１円でございます。その他配送料、事務代行手数料、通信運搬費等で７億１３２９万４１０円となり、返礼品代と合わせますと１３億４７４万９３１円の経費がかかり、差し引き８億５８９５万６６６８円がふるさと応援寄附事業により、市が実施する事業の財源に活用可能な金額となっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市は総務省自治税務局の「ふるさと納税指定制度における令和元年６月１日以降の指定等について」では、平成３０年１１月から平成３１年３月までの間に、返礼割合が３割を超え、または地場産品以外の返礼品を提供することにより、２億円を上回る額を集めた団体として指定対象期間を令和元年６月１日から９月３０日までとなっていましたが、この経過について説明をお願いいたします。また、その後の対応状況はどうされたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　平成３０年１０月にあった県のヒアリングで、県の指導方針変更に伴いそれまで県に確認し、認められていた返礼品の中に一部地場産品として認められない品物があるとの指摘を受けました。県と協議の結果、遅くとも１２月末までに全て基準内にするように指導されていましたので、該当返礼品を提供する事業者と協議し、仕入れの関係で問題がない返礼品から順次取り下げていただき、１２月末には全て県の指導に沿った返礼品にいたしておりました。しかしながら、１１月及び１２月に提供していた地場産品以外の返礼品が２億円を超えておりましたので、令和元年６月１日から９月３０日までの４カ月間の指定となっております。その後、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの指定を受けるために、令和元年７月に申し出を提出し、問題ないと認められたため、同期間の指定を受けたものでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　令和２年７月１６日に「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」が、総務省自治税務局から出されておりますが、これによりますと、申し出期間が令和２年８月１１日から２０日までとなっておりますけれど、今回も申し出はされたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　県を通じての申し出のため、本市といたしましては、８月３日に提出いたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この中では、地場産品基準（告示第５条関係）、（１）基本的な考え方が示されておりますけれど、どのようになっておるのか、御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　少し長くなりますが、通知文書の該当部分を読み上げさせていただきます。「ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、『当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの』（以下「地場産品」という。）とすることとしている。これを踏まえ、告示第５条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体は、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。その際、従前から提供している返礼品等についても、改めて地場産品基準への適合性を確認すること。」とございます。要約いたしますと、各地方団体がふるさと応援寄附金に関する事業をする際は、１つはふるさと納税の寄附金は高い公益性があるため寄附金の使い道は十分留意すること。２つ目には、地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘など、地域経済の活性化に寄与し、市内で付加価値が生じているか、以上２点を念頭に置いて行うということでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市の返礼品については、４００品を超えていると思いますけれど、これらの返礼品はどのような手続で返礼品として採用されているのですか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　返礼品提供事業者からの提案を受け、市の内部組織でございます「飯塚市ふるさと応援寄附金お礼の品選定委員会」にて、総務省の基準に合致しているかを確認し、問題なければ承認する形で採用いたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほどお答えいただきましたけれど、飯塚市の返礼品を、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。これを踏まえて、当該地方団体において、地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において、付加価値が生じているのかという観点から告示第５条各号は定められたものであり、各地方団体はそうした趣旨に沿って個別の判断を行うこととなっていますけれど、どのような判断を行っているのですか。それと、また従前から提供している返礼品等についても改めて地場産品基準の適合性を確認することが求められております。どのように確認されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市内の返礼品提供事業者から総務省の基準に合致した返礼品を提案されたものにつきましては、地域経済の活性化の観点から、全て採用いたしております。他の自治体においては、当該自治体以外の事業者が返礼品提供事業者として、登録している場合もございますが、本市では市内事業者保護、育成のため、返礼品提供事業者は市内事業者であることを必須としており、市内業者に利益が生まれるように、また地域経済の活性化につながるようにいたしております。なお、従前から提供している返礼品等につきましては、総務省の基準明示後、全ての返礼品について確認を行い、適合するかの判断が困難な返礼品については、県の市町村支援課に確認し、適用しないとされた品については事業者に説明し、取り下げをいたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　登録している返礼品の数が多いほうが、寄附につながるということは理解します。しかし、純粋に市内で生産製造された返礼品、例えば肉、果実、お菓子等があるかと思いますけれど、これらの返礼品について地場経済の支援の視点で、市独自で特別な対応はできないでしょうか。このためには、返礼品がどのようなものが求められておるのか、その返礼品の内訳の状況を確認する必要があると思いますけれども、そういうことのデータはとっておるのかどうか。やはり、今後のことを考えて、地場産品ということを考えていくならば、やはり個々の農産物、地元の農産物を地元で加工するとか、そういうことを考えていかなくてはいけないというふうに思っておりますけれど、そういうことから考えていきますと、どのように独自の対応ができるのかということをお尋ねしたいんですけれど。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず最初に、本市のふるさと納税の返礼品の内訳というところをご説明いたします。まず地元でとれております果物や米、野菜、牛肉、卵、そういった生産された返礼品が５０品ございます。それから飯塚市で製造・加工された食品、菓子、コーヒー、お酒の食品については８５品ございます。それから食品以外の製造・加工された物品については３７品ということになります。それから福岡県全域でふるさと納税の返礼品として認められております返礼品につきましては、５８品ございます。それから製造・加工とかというのが販売、取り扱いは地元業者でございますが、地元の一部材料を使って加工された、純粋に飯塚市で全てを賄ったとは言えないような品が１５０品ございます。そのほかには、市のＰＲとしては、いつかの里のＣＤとか、市内施設利用のゴルフ、食事、伊藤邸、病院の利用関係、そういったものが１２品、それから返礼品なしのものが３９品というようなことで、全て合計で４３９品ございます。それが今現状でございます。質問議員が言われますように、市に関係のある返礼品を今後も増加させていくということは必要だというふうに思っております。それからもう一つでございますけれども、市内で製造・加工され、地元業者が提供している返礼品については、本市としても１品でも多く、返礼品として寄附者に選んでいただけるようふるさと納税のポータルサイトにおいて、ＰＲをやっているということ。それからふるさと納税等のイベントの際に、試供品、試食品、そういったことをやって重点的に地元の品をＰＲするということをいたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　現在登録されている返礼品のほかにも、飯塚市には魅力ある特産物が多々あると思っておりますけれど、今後、飯塚市のふるさと納税の返礼品として、そういうものを取り入れていくことが大切だと思っております。単品では魅力が薄い場合でも、複数の業者が連携すれば、魅力ある返礼品になるのではないかと思っておりますので、そういう取り組みをお願いしたいと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ふるさと納税の返礼品として、まだ取り扱われていない既存の地場産品といったものも、依然として数多くあるものと認識いたしております。新たな地元事業者、地元経済の活性化につなげていくためにも、地場産品の開発や掘り起こしについては、経済部との連携をより一層強め、また事業者の垣根を越えたコラボ返礼品の開発等も行いつつ、魅力ある返礼品をふやしていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　最後に、今後の飯塚市のふるさと納税の方向性について、どのように考えて取り組まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の税源確保のためには、より多くの魅力ある返礼品を準備することは重要でありますが、ふるさと納税の制度創設の目的を踏まえると、地域経済の活性化につなげていくためにも、地場産品の開発や掘り起こしはとても重要と考えております。今後はこれまで以上に飯塚市全体でふるさと納税を盛り上げ、地場産品や寄附金の使い道を全国にＰＲし、飯塚市のまちづくりを応援したい、貢献したいと寄附者に思っていただけるような、特色あるふるさと応援寄附事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今、答弁していただきましたけれど、私自身もふるさと納税制度の目的を考えると、やはりこれは地域経済の活性化だというふうに思っておりますので、今ご答弁いただきましたけれど、今後もますます地場産品の開発や掘り起こしをやっていただきたい、そういうふうに思っております。これは経済部ともちゃんと連携をとって、やっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

　続きまして、コロナ感染症に関連して質問してまいりたいと思っておりますが、まず８月２０日開催の第２４回飯塚市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料によりますと、飯塚市内では８月１８日現在では、５８名の感染者が発生しているとの報告がされております。たしかきょう現在で、もう既にきょうは９月８日ですよね、１カ月たっていないけれども、７７名ですか、２０名近くふえているということですけれど、今後も感染者が増加するのではないかと危惧しておりますけれど、８月２０日の対策会議の資料に８月の経済相談窓口受付集計表が提出されていましたが、８月１日より１８日までに、窓口、電話での相談件数が、総計で１７８５件あったとあります。具体的には、どのような相談があったのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　８月１日から１８日までの相談窓口件数１７８５件につきましては、経済対策室を設置しております２階展示ホールの平日、２階２０１会議室、２０２会議室の平日及び８月１６日日曜日の集計となっております。１７８５件の内訳といたしまして、直接窓口で受け付け対応した飯塚市の独自支援策は、事業継続応援資金融資が窓口５０件、電話３０件、テナント入居事業者事業継続事業者応援金が窓口５７件、電話１１５件、新しい生活様式対応事業者応援金が窓口１８８件、電話３２８件、いいづかプレミアム応援券が窓口１０５件、電話７５１件、市町村が認定を行うセーフティネット申請につきましては、窓口３０件、電話１２件、国、県、市が行っている支援策に対する相談が窓口６４件、電話５５件、合計１７８５件となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ご説明いただきましたけれど、１７８５件のうち約１千件が事業に関連するような内容だというふうに、私は今のご答弁で感じたんですけれど、やはりそれだけ事業が、市内の事業者が大変困っているというような状況ではないかというふうに思います。

続きまして、８月１８日の西日本新聞の報道では、内閣府が８月１７日に発表した２０２０年４月から６月期の国内総生産の季節調整値の速報値は物価変動を除いた実質で、前期比７．８％減、このペースが１年間続くと仮定した年率換算は２７．８％減でした。新型コロナウイルス感染拡大により、戦後最大の落ち込みを記録した。また、感染拡大で経済活動や人的往来の本格的な再開は見通せず、影響の長期化が予想されるとありました。そこでお尋ねいたしますけれど、飯塚市の企業の経営状況、雇用情勢の増減等の新型コロナウイルス感染症による影響は、どのようになっておるのか、把握しておりますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　雇用情勢につきましては、ハローワークが令和２年７月３１日に公表しておりますハローワーク飯塚管内の令和２年６月の有効求人倍率が０．９８倍と、前年同月の１．３７倍と比較いたしましても、マイナス０．３９ポイントと厳しい雇用情勢となっております。具体的には、令和２年６月の有効求人数が２７１８人、前年同月が３８０６人、有効求職者数が２７７６人、前年同月が２７８０人と求職者は前年と同程度となっておりますが、求人数が前年と比較いたしまして、マイナス１０８８人となっておりますことからも、事業者は雇用の維持に努められているものの、経営は厳しい状況となっているものと考えております。さらに業種別の求人数は、ほぼ全ての業種で減少しており、その中でも減少幅が大きい業種といたしまして、生活関連サービス業が前年比６７．２％の減、接客業が前年比５５．３％の減、製品製造業が前年比４５．３％の減となっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　確実に、この質問通告を出した後も、新聞報道等を見ておりますと、やはり失業者がふえているというようなデータが出ております。きょうも西日本新聞で、企業関係で倒産の傾向というのが出ておったと思いますけれど、やはり経済情勢が厳しくなっているというふうに私は思っております。新型コロナウイルス感染症は個人の収入にも大きな影響があるものと思われますけれど、そのことから本市の生活保護受給者数の推移がどのように変化をしてあらわれておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市の生活保護受給世帯数の推移でございますけど、この数年、微減傾向で推移しておりましたが、コロナ禍の現在におきましても、この減少傾向に大きな変化はございません。ことしの７月末現在で受給世帯数４１１１世帯、保護率４２．７パーミルと、リーマンショック以降、過去最低の保護受給世帯数となっております。これは昨年の同時期と比較しましても世帯数で９５世帯、率にして１．５パーミルの減少となっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　生活保護率は減少しているということですから、一つ安心したところですけれど、新型コロナウイルス感染症に関連して、生活保護申請があったのかどうか。あったとすれば、どのような影響によって申請があっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　今年度になってからの生活保護の申請の受け付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられて、生活保護の開始に至っている世帯が、４月、６月、７月、それぞれ１件ずつ、合計で３件でございました。この方々の申請に至った原因としましては、勤め先の休業が１件、派遣切りが１件、採用の取り消しが１件といった理由でございます。また今年度４月から７月末までの生活保護申請は総数で９７件でございましたので、新型コロナウイルスの影響によるものが全体の３％程度と、今のところコロナウイルスの影響によりまして、本市の生活保護世帯が増加しているというふうな傾向は見てとれない状況でございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　全国では新型コロナウイルスの影響によって生活保護の申請が増加しているということが言われております。ことし４月の全国の生活保護申請件数は、前年同月比２４．８％増との発表があっておりましたけれど、このような状況の中で、本市の申請がふえていないというのは、どのような要因であると考えられますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市において生活保護の申請が現状で増加に転じていない要因としましては、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付金及び総合支援資金貸付金の申請窓口を５月１日から市役所本庁舎内に設け、利便性や事務の効率化を図ることで支援を必要とするより多くの市民に、より早く支援が届いたことも大きな要因であるというふうに考えております。本市におけるこれらの貸し付けの申請件数は８月２５日現在で緊急小口資金が７７９件、総合支援資金が１２１０件の合計１９８９件となっております。このことは言いかえますと、本市においても非常に多くの方々が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少に苦しんでおられることをあらわしているものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それでは、今後、生活保護の状況については、どのような傾向で推移していくというふうに考えておりますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　先ほど申し上げました社会福祉協議会の貸付金や特別定額給付金等の各種支援金、また預貯金等の資産で生活をつなぎながら、現在まで生活をされている方々におかれましても、今後、生計状況の回復に至らなかった場合には、最終的に生活保護の申請となる可能性が非常に高く、貸付制度の最終的な終了時期が本年１２月となっておりますことから、その後の保護の申請がふえてくることが予想されます。またハローワーク飯塚の有効求人倍率も６月には１を切っておる状態になっております。離職者の再就職も非常に厳しいものと見られております。このようなことからも今後、生活に困窮される方の増加については予断を許さない状況であることが明らかであり、そのような状況に備え、迅速に必要な支援が届けられるよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　来年になったら厳しいものが出てくるということでありますけれど、生活支援課の人員体制を整える等で、やはり市民の生活を支える立場で、対応をよろしくお願いしたいと思っております。

　続きまして、財政関連についてお尋ねいたしますけれど、令和元年度の各会計の決算が出されましたけれど、新型コロナウイルス感染症による影響は、どのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　令和元年度の新型コロナウイルス感染症対策などにかかります影響額でございますが、飯塚市の全会計の合算で、歳出では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から執行できなかった事業費等を含めまして約１３００万円の減少、歳入では貸し館における利用料等の減少などを含めまして、約１６００万円の減少という影響がございました。歳出の減少額を歳入の減少額が上回っておりますので、約３００万円の財源が必要となっている状況となっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　令和元年度の決算ではそんなに大きく影響がなかったようですけれど、それでは令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策も本格化して、９月定例会の補正予算にも新型コロナウイルス感染症対策予算が入っていますけれど、これまでどの程度予算計上しておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本定例会に上程をしております９月補正予算を含めました額でお答えをいたします。令和２年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出予算額は、１人当たり１０万円を交付いたしました特別定額給付金を含めまして約２０５億円で、これに対する特定財源が約１９０億円ございますので、差し引きしました市の負担額といたしましては、約１５億円となっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　１５億円ということで、令和２年度は市の負担額が随分ふえておるということがわかりますけれど、この額には今後の新型コロナウイルス感染症対策に必要になるかもしれない財政出動は含まれておりませんけれど、執行部は今後、新型コロナウイルス感染症が市の財政に与える影響をどのように想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　今後、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響がどのように変化していくのか、見通しが厳しい状況でございますが、その状況に合わせて、さらなる財政出動を検討することも想定しておかなければなりません。さらに厳しい地域経済の状況を考慮いたしますと、市税の減少や生活保護等の社会保障費の増加についても十分に想定されますので、今後数年間は厳しい財政状況が続くものと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　令和元年度に財政見通しが公表されております。これは、４常任委員会にも共通資料として報告が、令和元年６月４日から６月９日に出されております。この資料によりますと、令和２年度末の財政調整基金と減債基金の基金残高の合計が１４４億円となっておりますけれど、一方、本定例会に上程された補正予算資料を見ると令和２年度末の残高は約１１３億円となっております。現時点で既に約３１億円減少しております。公表されております財政見通しの最終年度である令和１０年度末の基金残高は約６９億円となっておりますけれど、先ほど厳しい財政状況が続くと答弁がありましたけれど、予算の基金残高をベースに、先日市長がおっしゃっておりました新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ数値を当てはめて想定すると、今後、この基金残高がどのようになると考えておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　質問議員がおっしゃいますとおり、本議会に提出しております補正予算資料では、令和２年度末の財政調整基金及び減債基金の残高は、新型コロナウイルス感染症の影響を含めまして、１１２億６千万円でございますので、財政見通しとの差は３１億４千万円となっております。この数値を反映させますと、令和元年度に作成をしておりました財政見通しの最終年度の令和１０年度の基金残高は、３７億９千万円となります。

なお、新型コロナウイルス感染症による地域経済の悪化が、本市の将来の財政状況に及ぼす影響を簡易的に試算いたしておりますので、その内容を説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、市税が１０％減少する場合と、２０％減少する場合の２パターンで試算をいたしました。市税が減少いたしますと、その減少額の７５％が普通交付税により措置されることとなりますので、それを相殺した額を算出しております。その結果、まず市税が１０％減少する場合は、歳入といたしましては、令和３年度から１０年度の８年間で、２３億８千万円の減少が見込まれます。市税が２０％減少する場合は、令和３年度から１０年度の８年間で、４８億１千万円の減少が見込まれます。

続きまして、歳出についてでございますが、経済対策や社会保障費の増加が想定されますことから、令和３年度から令和７年度の５年間で毎年１億円、合計５億円の新型コロナウイルス感染症関連対策を実施すると仮定し、算定をいたしております。

以上の歳入の減少、また歳出の増加によりまして、令和３年度から令和１０年度までの８年間で、財源調整が必要となる額が、まず市税が１０％減少する場合は、２８億８千万円。市税が２０％減少する場合は、５３億１千万円が追加で必要となると見込んでおります。これらの数値を先ほど申しました令和１０年度の基金残高３７億９千万円から差し引きいたしますと、令和１０年度の基金残高は、市税が１０％減少したと見込んだ場合は、９億１千万円となります。２０％減少すると見込んだ場合は、マイナス１５億２千万円となり、財政調整基金及び減債基金での財源調整はできないという試算となっております。今、答弁いたしました基金残高は予算上の数値を使用しておりますので、今後決算までに増減が発生するものと考えております。財政見通しにつきましては、今後、改訂作業を実施し、公表してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今の答弁では、市税が１０％減少すれば、毎年３億円減るということですよね、８年間で２４億円ぐらい減る。そのとき財政見通しで、ここに書いておりますように、６９億円ある貯金が９億１千万円程度になると、減るということですよね。２０％減少した場合は、毎年６億円ずつ減っていくという計算で、そのときは財政調整基金、減債基金は、マイナス１５億２千万円ということです。もうないということですよね。これはコロナ対策で、ことし１５億円やった内容が毎年１億円ということで考えている状況ですよね。来年度、再来年度で景気がよくなれば、コロナが落ちつけば、１億円でいいかもわかりませんけれども、やっぱり中小企業を支えるという、市民生活を支えるという形でいけば、本年度は１５億円も使っているのに１億円で済むというふうには私は考えられないんですよ。ということは、今の報告以上にこの財政調整基金及び減債基金は減っていくだろうと。そういうふうに今、示された、これは予想ですから、何とも言えませんけれど、しかし私は、市税収入が減って、そしてコロナ対策を行っていく中で来年度、再来年度はやはり１０億円程度の市民生活を支える対策等は、やっていかなくてはいけない状況にもなってくるんではないかと。そういうことを考えれば、早い段階で、繰り返しますけど、この飯塚市の貯金というものはなくなってしまうと。そのことについて、やはり危機感を持って、行政運営をやっていっていただかないといけないんではないかなというふうに思っておりますので、まだ改訂作業中ということでありますけれど、幅は大きくあるかもわかりませんけれど、シビアにやっぱり考えていかなくてはいけないと思います。今までやっていた事業を、どこをどういうふうに減らしていくかというようなことも出てくるのではないかとちょっと思っておりますが、できるだけ早く状況を把握して、計画というか、見通しを出していただければと思っております。

続きまして、令和２年度の前半が終わり、後半が始まりますけれど、４月から社会情勢を見ていますと、先ほどから何度も言っておりますけれど、経済状況は今後も厳しい状況が続くと思われます。今後の状況について、市はどのような見通しを立てておるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　質問議員の言われますとおり、８月５日に福岡県コロナ警報が発動され、今後も新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない状況となっており、長期化することにより、市内事業者の皆様の経営は、厳しい状況が続くものと考えております。このような状況を踏まえ、今後、飯塚商工会議所や飯塚市商工会などの関係機関と協力連携のもと、アンケート方式による実態調査を実施いたしたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市では中小企業の産業振興のために、「飯塚市中小企業振興基本条例」が定められておりまして、その中に今の答弁であった各団体を含んだ中小企業振興円卓会議が設置されて取り組むことになっています。この会議の開催状況はどうなっておるのか、今後どういうふうに会議の中で取り上げられたのか、取り上げていくのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　中小企業振興円卓会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年３月の会議を中止し、５月２１日に書面にて、会議を開催いたしました。その内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策事業のうち、経済対策に係る事業について、各委員からご意見をいただくもので、ひとり暮らしの大学生を応援すべき、貸し付けを中心とした支援策は中小企業の事業継続に重要な取り組みとなる、また、国や県の支援策についての相談体制をしっかりととってほしいなどのご意見をいただいたところでございます。委員からのご意見を踏まえ、ひとり暮らし大学生の応援事業や、特別相談窓口の運営に取り組んでいるところでございます。なお今後につきましては、９月２５日に円卓会議の正副会長会議を開催し、対面、またはリモートでの会議開催について説明を行った上で、１０月７日に円卓会議を開催し、経済対策についてのご意見をいただくことといたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今は、雇用調整助成金や各種給付金の支援があって、また融資での運転資金もあり、事業継続ができているところが多いと思うんですよね。きょうの新聞にも書いておりますが、今後どうなるかわからないと。事業をもう倒産するか、もしくは事業をやめるかというような判断に至るのではないかというような記事が出ておったことと思いますけど、そういう意味では、今後コロナ感染症の長期化に備えて市内事業者、製造業、建設業など幅広い業種の生の声を聞き、経済対策を実施していただきたいと思っております。これは財政とも絡みますので、行政の中できちっとどういうフォローをすれば地域経済が１００％よくなるということにはならないと思いますけれど、段階的によくなっていく方向にどういうふうにすれば持っていけるか。このことについて、じっくり関係部課で取り組んでいただきたいというふうに思っております。要望しておきます。

　続きまして、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行が危惧されている中で、本市では７月補正予算でインフルエンザの予防接種の公費負担制度の拡充を図っております。その概要はどうなっておるのかお尋ねするとともに、今回、一部の市民を対象としておりますけれど、もし市民全員を対象にしたら、どの程度の予算が必要になるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今回のインフルエンザの予防接種の費用の一部公費助成の拡充は市民のインフルエンザ予防接種の接種率を向上させ、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を少しでも食いとめ、市内医療機関の医療崩壊を防ぐほか、市民の不安感を解消するために実施するものでございます。対象は新型コロナウイルスに感染することで、重症化するおそれのある基礎疾患を抱えている方、妊婦またはインフルエンザの流行を受けやすい１８歳以下の市民を対象とし、接種１回当たり２千円を補助することといたしております。なお、６５歳以上の高齢者については、定期予防接種として、１人１４００円で接種することができますので、今回の対象とはなっておりません。また、市民全員を対象にしたときの予算でございますが、本市４月１日の住民基本台帳の人口は１２万７７９６人でございます。また、ゼロ歳から１３歳未満までは予防接種は２回接種するということになっております。それと今回、定期予防接種の高齢者約４万人、そういう方を除いたとして計算したら、約１０万回の接種が必要となります。これに今回の１回当たり２千円の助成金を掛けますと、最大で約２億円の財源が必要となります。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　全国的にワクチンが、国民全員には行き渡らないだろうというふうに言われておりますが、市民全員にワクチンを接種することが可能でしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ワクチンの製造会社、そういったところにも確認をした中で言いますと、全ての全世代の方に、接種するワクチンの量というのは、足りないというような回答をいただいておりましたので、今回、こういう形で一部の方ということでいたしておりますけれども、今全国的にみて、インフルエンザとコロナの同時流行に対して非常に危惧されておりますので、今後、インフルエンザのワクチンについても、多く製造されるというようなことも想定されます。そういうときには、市民全体ということも考えられることになろうかとは思います。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういう状態になったら早急な取り組みを検討していただきたいということを要望しておきます。

　続きまして、先月２８日に開催された政府のコロナ対策本部では、重症化対策と検査体制の強化が打ち出されておりますけれど、この方針に基づいて、コロナで重症化しやすいと言われている高齢者が年１回は任意で検査を受けられるようにすると、どの程度の費用がかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　感染しているかどうかに関係なく検査を実施するとなると、保険適用外となります。検査単価は、検査機関によって異なりますが、筑豊地区の病院が１万円で今、実施しておられますので、その単価で市内の６５歳以上の約４万人の方が検査を受けたら、約４億円となります。また民間の検査機関となれば、１０億円程度は必要になるのではないかと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これも検査の体制の問題があると思いますけれど、諸般の事情が許せば、希望する人はＰＣＲ検査を受けられるように取り組んでいただきたいということを要望して質問を終わります。

　続きまして、市長の市政運営についてお尋ねいたしますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいまだ収束が見えず、市民の生活や地域経済は日に日に深刻度を増しておると思います。新型コロナウイルス感染症対策は、これからが正念場だと私は思っておりますけれども、こうした中で、先日新聞報道で片峯市長が次期市長選挙に立候補する意向を固めたとの報道がございました。そこで、片峯市長について、お尋ねいたしますけれど、１期目の市政運営について、どのようにご本人は評価されておるのか、今後の市政運営については、どのように考えておられるのか、その上で、次期市長選挙へのみずからの考えを表明していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員に申し上げておきます。質問通告があっておりませんので、一問一答の形でよろしいですか。市長。

○市長（片峯　誠）

　まず初めに、今回の台風１０号につきましては、大きな影響、大きな被災を想定しておりましたが、３つの幸運が重なり、そのような状況に陥らず、ほっとしているところでございます。また、市議会の皆さんにおかれましては、市職員が防災対策に専念できるにようにというご配慮から、議会日程を調整いただきまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これまでの市政運営の評価と今後の市政運営に関する決意についてお尋ねをいただきましたので、一括してお答えさせていただきます。まず市政運営の評価ということでございますが、本来、この３年半の私や市職員に対する市政の評価は、市議会の皆様や市民の皆さんが客観的にその評価をお与えになるものだとは思いますが、私なりに自己評価ということでお答えをさせていただきます。

私は平成２９年２月に市民の皆様からご支持、ご支援をいただいて、市長に就任して以来、一貫して「全ては市民と、その未来のために」という信念のもと、強い決意をもって市政運営と新たな施策展開に全力で取り組んでまいりました。超高齢社会を迎え、人口や税収などが右肩下がりの時代へと突入し、日本の社会全体が大きく変わらざるを得ない、先行きが不透明な激動の時代にあっては、各自治体が主体性を持って、さまざまな課題の解決に知恵を絞り、創意工夫を行い、変化を恐れず果敢に挑戦していくことが重要であり、私自身、未来に向けてチャレンジする市政運営に努めてきたところでございます。私は飯塚市の未来をより豊かなものにするため、就任に当たり、４つのまちづくりに主眼を置き、市政に取り組んでまいりましたので、その観点をもとに評価をさせていただきます。

１つ目の「子どもたちの未来を拓く教育のまち」においては、子育て支援の充実と待機児童解消を図るため、保育士の確保、処遇改善対策を進めるとともに、子どもの貧困対策の一環として、九州の自治体では初めての取り組みとなる養育費保証促進補助金交付制度を創設いたしました。教育に関しましては、小学校５、６年生を対象にオンラインでの外国人講師との一対一による英会話レッスンの実施や、ソフトバンクグループとの連携による人型ロボット「Ｐｅｐｐｅｒ」を使ったプログラミング教育の実施、電子黒板やタブレット等のＩＣＴ機器を活用した教育の推進など、先進的な教育活動を進めており、各種学力検査の結果を見ましても、小学校、中学校ともに全国または県平均を上回り、年々学力は向上してきております。また、子どもたちの健康を守るため、公立小中学校全校の普通教室棟にエアコンを整備し、教育環境の改善を図ることができました。

　２つ目の「高齢者が大切にされ、活躍できる福祉のまち」においては、介護予防によりまして、健康寿命を延ばしていくフレイル予防事業に、九州でもいち早く取り組み、全国初となる民間資金を活用した公民連携による社会課題の解決手法を活用するなど、市民の皆様が健康で生き生きと笑顔で暮らせるまちづくりを進めてまいりました。また、高齢者の買い物支援として、各地区のまちづくり協議会が計画する買い物ワゴン運行事業への支援の実施、さらには、認知症高齢者への支援として、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業をスタートさせ、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進してまいりました。

　３つ目の「地元に働く場所がある活力のあるまち」においては、大学生など若者の地域定着の受け皿となる魅力的なＩＴ企業を都市圏から誘致するため、サテライトオフィスの誘致に積極的に取り組み、これまでに計７社を誘致いたしました。また、製造業等の企業５社を誘致いたしました。さらに、懸案でありました飯塚市地方卸売市場の施設の老朽化や鮮度管理の未整備については、移転再整備事業に着手し、令和２年度末の完成を予定しております。

　４つ目の「文化やスポーツが盛んな健康なまち」においては、東京２０２０パラリンピックの南アフリカ共和国車いすテニス及び水泳競技選手団の事前キャンプを誘致するとともに、パラリンピックを契機としたソフト面での活動が国から評価され、外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かいまちづくりを目指す共生社会ホストタウンのうち、先導的、先進的な取り組みを行う自治体として、先導的共生社会ホストタウンに認定いただくことができました。老朽化が進んでいました庄内温泉筑豊ハイツにつきましては、公設民営方式で再整備し、バリアフリー化とともに、ホテル棟と自然体験が楽しめるグランピングエリアを備えた新施設、いいづかスポーツ・リゾートとして、本年４月にオープンいたしました。また、現在建設を進めている新体育館は、令和４年度の開館を目指しており、開館後はプロスポーツの試合や九州大会規模の大会開催も可能となり、高齢者や障がい者スポーツにも対応した施設となります。

　そのほか、この４つのまちづくりの柱とあわせて進めてまいりました各分野についてでございますが、「協働のまちづくり」については、活力ある地域社会を実現するため、市民、地域、市、それぞれがお互いの特徴を生かしながら、協力連携し合う協働のまちづくりを推進するため、「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を制定するとともに、地域コミュニティ活動の拠点である各地区交流センターの整備を進めてまいりました。そのうち、立岩、飯塚東、菰田の各交流センターについては整備を完了しております。

　「未来を見据えた都市基盤の整備」については、八木山バイパスの４車線化事業が決定し、都市計画道路鯰田中線が開通するなど、アクセス向上に向けたインフラ整備も進んでおり、今後、八木山バイパスの４車線化が完成すれば、本市の経済活動は飛躍的に高まるものと考えております。さらには、２年前に大きな水害被害を受けました庄内川、庄司川につきましては、国、県、市の連携による５カ年の浸水対策重点地域緊急事業による本格的な工事着工に向け、順次取り組みが進められております。

　私は、リーダーとは批判を恐れず、安易に迎合せず、全体の利益のために、確固たる信念に基づいて行動することが求められるものと認識をしています。市長に就任してからの３年６カ月余り、市民から負託をいただきました市政のリーダーとして全身全霊で職務に邁進し、２０年後、３０年後の地域の未来を見据え、未来に向けた総合的な取り組みで変化を恐れず、チャレンジする市政に取り組んでまいりました。その結果、１期目のマニフェストに掲げました諸施策につきましては、現在までにほぼ全ての項目で事業化、あるいは着手しており、一定の前進ができたものであるのではないかと考えております。こうしたさまざまな課題を一つ一つ乗り越えることができましたのも、ひとえに市民の皆様、市議会を初めとする各界の皆様の市政に対するご理解とご支援のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、私とともに汗をかいていただき、頑張っていただいた市職員の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。これまでの市政の評価というご質問でございますが、現時点では、全ての施策の成果が出ているわけではありませんので、私なりの評価としましては、点数をつけるというのは非常に難しいのですが、恐らく皆様方から一定の及第点というものは、いただけるのではないかと考えております。

　次に、今後の市政運営に対する決意についてということでございますが、先ほど申し上げましたこれまでの施策の中には、着手したばかりでこれからというものや、引き続き改善を要するもの、そして新たに生じた課題や、市民の皆さんからのニーズなど多くの課題がございます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、収束が見えるまで長い闘いになるだろうと覚悟しております。市民の生命と健康を守り、市民の生活と地域経済を回復することを第１に、引き続き、感染防止対策と経済対策に全力で取り組んでまいる所存でございます。加えて建設中の新体育館やいいづかスポーツ・リゾートを核として人を呼び込むスポーツ・ツーリズムの推進や、八木山バイパスの４車線化、地方卸売市場跡地の活用、広域観光の推進など、定住人口や交流人口の増加に向けた取り組みもさらに加速させていかなくてはなりません。さらに、高齢化による過疎化への対応、医療費、介護費などの社会保障費の急増や、経済格差の広がりに対応するための税収の確保、教育の多様化、複雑化に伴うＩＣＴなどの教育投資の必要性、老朽化した施設への対応など、未来に向かって手だてを講じなければならない課題も多くございますので、これらの事業をなし遂げ、山積している課題の解決に取り組み、この飯塚市を次の世代を担う子どもたちに、自信を持って引き継ぐことが私の責務であると意を強くしているところであります。これからの人口減少に立ち向かうため、「若い世代や子育て世代に、子どもたちの教育や、子育てをする場所、働く場所として選ばれる、魅力と活力あふれる飯塚」、その実現に向けて、今まさにさらなるチャレンジが必要なときだと考えております。幸い、私は引き続き市政運営の重責を全うするための、情熱と体力は十分に持ち続けております。これまで進めてまいりました「すべては市民とその未来のために～本物志向・未来志向のまちづくり」の歩みをとめることなく、着実に前に進めていくためにも、次期市長選に立候補し、引き続き飯塚市政の推進に全力を傾注してまいりたいと決意をいたしておりますので、市議会を初め、市民の皆様の格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私も、この片峯市長の３年６カ月の市政運営については、市の発展に大いに努力されてきたと評価いたします。しかし、今後は市長も述べられておりますけれど、市の財政は非常に厳しい状況が続くと思っております。その中で、やはり市民に寄り添った、市民生活を支える行政運営を大いに期待するところであります。期待して、私も応援していきたいというふうに思っております。このことを述べさせていただきまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０６分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。２０番　鯉川信二議員に発言を許します。２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

昨日の台風１０号についての詳細な被害状況はまだわかっておりませんが、自然の猛威をまたもまざまざと見せつけられたわけでございます。まずもって、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、今回の災害に対しまして、飯塚市の職員の皆様方におかれましては、不眠不休で頑張っていただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。最近では、毎年のように豪雨に襲われ、ことしの令和２年７月豪雨では、わずか１週間の間に気象庁が最大級の警戒を呼びかける大雨特別警報が３回も発表され、また運用開始から７年間で計１６回も出ているわけでございます。今回はインド洋の海水温の高さに原因があり、専門家は地球温暖化が進み、これまでの防災の常識が通用しなくなりつつあると警鐘を鳴らされております。特に九州は東シナ海に面しているので、残念ながら今後もっと豪雨がふえ、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生すると言われております。過去に経験したことのない豪雨がふえてきているのは間違いなく、全国で堤防などの整備が進んでいるものの、近年はその進捗を上回る勢いで豪雨が頻発していると捉えるべきだと思っております。フェーズが変わってきておりますので、命を守るためにはどんな対策が求められるのか、現状の対策で大丈夫なのか、過去の経験が通用しない大雨などの大災害がふえてきておりますので、想定外の事態と向き合わねばならない時代であることを念頭に置きながら、質問に入らせていただきます。

まず最初に、ハザードマップについてお尋ねいたします。本市では、浸水想定ハザードマップを、平成２１年３月に作成されまして、その後、平成２７年５月に水防法が改正されたのを受けまして、平成３１年３月には新たなハザードマップをつくっていただきました。そこで基本的なことを何点かお尋ねしたいのですが、そもそも洪水浸水想定区域図とは、どういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　洪水浸水想定区域図とは、水防法第１４条に基づき、国土交通省や福岡県が洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、その区域が浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表したものでございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、平成１３年の水防法改正で区域指定が導入されたと思いますが、導入当初は、河川整備の目標とする降雨とはどのくらいを想定されていたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　河川整備の目標とする降雨とは、河川の流域の大きさや想定される被害の大きさなどを考慮して定められるもので、例えば一級河川の主要区間においては、おおむね１００年から２００年に一度発生する降雨、都市河川ではおおむね５０年から１００年に一度発生する降雨、その他の河川では、おおむね１０年から５０年に一度発生する降雨とされております。本市の遠賀川では、おおむね１５０年に１回程度と言われる大雨が想定されておりました。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、１５０年に１回程度の想定が近年の豪雨災害の多発を踏まえ、平成２７年の水防法の改正でどのようになりましたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　国におきましては、平成２７年１月に新たなステージに対応した防災・減災のあり方を取りまとめて、この中で新たなステージに対応するためには、想定外の事態をなくすべく、大雨等の最大クラスの外力を想定して対策を進めることが必要と明記されました。これを受けまして、平成２７年の水防法改正では、洪水浸水想定区域を、これまでの河川整備の目標とする降雨から、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に拡充して公表することが定められております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今言われた想定し得る最大降雨というのは、約千年に一度ぐらいということでいいんですかね。想定し得る最大規模の降雨とはどのようなものなのか、もう一度教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　失礼いたしました。想定し得る最大規模の降雨とは、国が定める地域ごとの最大降雨量をもとに設定されております。具体的には、全国を降雨特性が似ている１５の地域に分割し、各地域において近隣の河川における降雨が対象河川でも同じように発生するという考え方に基づき、対象河川の流域だけでなく、周辺地域で観測された最大の降雨量により設定されております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　飯塚市の場合で、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域で、一番浸水が深いところでどのくらいになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市におきましては、平成３０年４月に福岡県が公表した洪水浸水想定区域では、最も深い浸水想定は８．９メートルでございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　８．９メートルと言ったら、大体建物の３階部分ぐらいまでくるということですよね。それでは、想定し得る最大規模の降雨の条件で作成されました飯塚市のハザードマップは、前のハザードマップと比べて、浸水する箇所はどのくらいの面積がふえましたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　洪水浸水想定区域図は、国や県が対象となる河川ごとに作成しており、市内のある場所では２つ以上の河川の氾濫により浸水が想定されている箇所があるため、本市全体の浸水想定面積は正確にはわかっておりません。しかしながら、河川ごとでの浸水想定面積はわかっておりますので、こちらで回答させていただきます。遠賀川で約１．５倍、建花寺川で約２．９倍、泉河内川で約４．９倍、穂波川で約４．４倍、庄内川で約１．９倍となっております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今お聞きしていますと、以前のハザードマップと比べると圧倒的に浸水する面積がふえているようで、私の住んでいる片島地区でも以前のハザードマップだと浸水想定１から２メートル未満だったのですが、新しいハザードマップでは、ほとんどの地域が３から５メートル未満となっておりますが、これは２階への垂直避難では危ないということになりますが、そのような見解でよろしいのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　地域によっては、それでは２階でも命を守れないということになるんですね。今回の令和２年７月豪雨で被害を受けられました大牟田市の三川地区公民館やみなと小学校は避難所となっておりましたが、残念なことに浸水してしまい、２次避難を余儀なくされました。この２カ所については、もともとハザードマップ上では、浸水想定区域内での避難所となっておりましたが、飯塚市では指定緊急避難場所が何カ所あり、また浸水想定区域内に避難所は何カ所ありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　現在、本市におきましては、風水害の指定緊急避難場所は２５カ所あり、そのうち７カ所が浸水想定区域内にございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、以前のハザードマップでは浸水地域ではなかったが、新しいハザードマップになって浸水想定区域内で浸水することになった避難所は何カ所ありますでしょうか。また避難所を閉鎖もしくは見直さなければならなかったところはありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　以前の本市のハザードマップでは平成２１年３月に、現在のハザードマップでは平成３１年３月に、それぞれ作成をいたしております。これらを比較いたしますと言われますような、以前は浸水が想定されていなかったが、現在、浸水が想定されております指定緊急避難場所は１カ所ございます。また、これまでより浸水深が深くなった指定緊急避難場所があり、平成３０年７月豪雨など、本市の被災状況等を踏まえ、新たな避難所の確保を含めた避難所の見直しを行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。では次に、記憶に新しい球磨川の氾濫で千寿園の入居者１４人が尊い命を落とされましたが、この千寿園が建っていたところも浸水想定区域内とのことでしたが、現在飯塚市の浸水想定区域内に、こういった福祉施設はあるのでしょうか。もしあるとするならば、何施設ぐらいあるのか。それとそういった施設に対して、何か啓発等を行うような考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市におきましては、今回被災された千寿園のように浸水想定地域で、かつ土石流警戒区域内に指定されている災害リスクの高い福祉施設はございませんが、浸水想定区域内に立地してある施設は６０施設程度ございます。現在、国からリスクある福祉施設等へ避難確保計画を作成するように義務づけされておりますので、本市といたしましても、それに向け啓発等を行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。では次に、避難所についてのお尋ねですが、令和２年７月豪雨では各地で浸水のために開設できなかったり、閉鎖に追い込まれたりした避難所が相次いだようでございます。自治体は水防法に基づく浸水想定区域を参考にしながら、より安全な場所での避難所の確保を目指しておられますが、中には地域全体が浸水の危険性が高い区域内にある場所もあるわけで、災害時に住民が身を寄せる避難所の安全性の担保というのは喫緊の課題だと思っております。避難所は本来、浸水する危険のない場所へ設置することがより安全で望ましいと思いますが、高齢者が多かったりして長距離の移動は難しく、また遠くの避難所に行く途中が浸水していたりして、現実はなかなか厳しいものではなかろうかと思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員が言われますように、避難所は本来、浸水する危険のない場所へ設置することが望ましいと考えております。多くが浸水想定区域内の地域等の場合には、災害の規模等や高齢者等の移動距離等の問題を考慮して、当該地域内に避難所を設けているところでございます。しかし令和２年７月豪雨では、気象庁が想定していた２倍以上の雨量が観測されるなど、線状降水帯の発生状況や雨量の予測は大変難しいと言われております。このようなことから、高齢者等の避難に準備を要する方々におかれましては、日ごろから安全な場所への避難を検討いただき、早目の避難をお願いしたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　地形的な要因だったり、土砂災害や洪水など全ての危険を考慮した完璧な避難所を用意することは難しいと思っております。そこで避難のあり方について考え直すことも大事かなと思っております。避難とは難を避けることであって、市の避難所へ行くことだけが避難ではないと市報にも載っておりました。現在はコロナ禍で分散避難が推奨されておりますが、仮にコロナが収束したとしても、この分散避難は非常に有意義だと思っております。避難指示が出て、避難所に入り切れないことだってあり得るし、現に鹿児島市では、昨年の６月末から６日間記録的な豪雨が降り続き、住宅街でも冠水してしまい、異例の決断をされ、５９万人の全市民に対して避難指示を発令され、避難所はどこもあふれ返り、多くの方が豪雨の中をさまようという結果になったみたいです。そもそも全員避難とはどういう意図で発令されておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員が言われますように、避難とは難を避けることでありまして、避難所に行くことだけが避難ではございません。仮に自宅が安全であれば、自宅にとどまることも避難でございます。また、国が昨年度から導入しました５段階の警戒レベルにおきましては、これまでは警戒レベル４で全員避難でしたが、今年度から危険な場所から全員避難に改められました。したがいまして、全員避難とは危険な場所から全員避難してくださいという意図でございますので、今いる場所が安全な方まで避難してくださいということではございません。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　一昨年の飯塚市での豪雨は、避難指示が発令され、実際に避難された方はマックス時で人口の１．６％の２１０３人だったと思いますが、この数字をどのように感じておられるでしょうか。それと新しいハザードマップ上で、今答弁がありました危険な場所に住んでいる方というのは、アバウトで構いませんので何人ぐらいおられるのか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　平成３０年７月豪雨の際に避難指示を発令し、実際に避難された方は２１００人程度でございました。市としましては、この避難者の数は決して多くはないと考えておりますが、何よりも市長みずからが防災行政無線から強い避難のメッセージを出す前までには、この数字の３分の１程度の避難数でありまして、早目の避難に至っていない状況であると認識しております。ハザードマップ上での浸水想定区域、土砂災害区域内の人口がどれくらいということにつきましては、大変申しわけありませんが、現在把握はできておりません。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

把握するのは難しいと思うんですよね。ただ、仮に全員避難が発令されたときには、危険な場所から全員避難してくださいという意図でございますので、安全な地域の方は避難しなくてもいいわけですから、避難者の割合というのも何パーセントの避難率とか言われても、あまり参考にならないんじゃないかなと私は思っているんですけれども。

では次に、浸水や土砂災害などのおそれのある地域に住んである住民の方たちは、日ごろから避難所の選択肢を複数持っておくことが必要であると思いますし、また自治体も避難所自体に危険が迫ったときに、屋上に逃げられるような通路を確保するなどの想定をすべきではなかろうかと思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　災害時に速やかに避難できるかは、平常時にどれだけ準備ができているかによるところが大きいと考えております。日ごろからご自身が避難する場合に、避難所だけに限らず、複数の避難先を検討していただくことは大変重要であると考えております。もちろん市といたしましても、災害の状況に応じては避難所自体に危機が迫ることも考えられますので、状況に応じて上層階への避難や、場合によっては他の避難所への避難等を想定すべきであると考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　現在、全国で避難の情報が住民の危機感に結びつかず、行政が情報を出すだけでは命を守れないという重い課題を突きつけられた形になっておりますし、情報の受け手側が意味を理解して活用する必要があると思っております。そこで、ことし７月２６日、内閣府は住民が情報を正しく理解されていない方が多く、避難指示が出るまで動かず、逃げおくれてしまう事例が後を絶たないことを受けまして、災害時に自治体が出す避難勧告を廃止しまして、避難指示に一本化する方針を明らかにされました。２つの違いのわかりにくさを解消し、逃げおくれを減らすのが狙いだそうです。ただそれでも逃げない人がいると見られるので、自治体首長からは一本化した避難指示の後に、さらに危機を伝える手段が必要との指摘も出ており、最も危険度の高いレベル５には避難命令といった新たな避難情報の名称をつけ、住民に安全確保を促すことも考えられておられるようでございます。現在、飯塚市で避難情報を出すときの基準は、何を参考にどのように出しておられるのか。また仮に避難命令といったものが現実化したとき、それに従わない場合に罰則とかがあるのかどうか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　ここでは水害時の避難情報に関してお答えさせていただきます。本市では、水害時に発令する避難に関する情報は基本的に河川の水位を基準として発令を行っております。国及び県が水防警報等を行う６つの河川について、その水位が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の各基準水位レベルに達した場合に、現地パトロールの情報や今後の雨量見込み等を総合的に判断して、各避難に関する情報を発令しております。また、新たな避難情報に対してのご質問でありますが、現在のところは国が避難指示を一本化する方向性を決めたところでありますが、これ以降については具体的なところは把握いたしておりません。また、避難命令に対しての罰則等につきましては、現在はございません。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　避難命令等については、今のところまだ何も決まっていないということですね。それでは次に、防災・減災の対策として、防災行動計画タイムラインは、飯塚市でもあるようでございますが、住民一人一人が河川の水位が上昇するときに自分自身がとる、標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめた洪水発生時に行動のチェックリストとして活用されることで、逃げおくれゼロに向けた効果が期待されているマイ・タイムラインというものを御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　マイ・タイムラインにつきましては、平成２７年９月、関東・東北豪雨における避難のおくれや避難者の孤立の発生を受けた後のさまざまな取り組みを進める中で、住民一人一人の単位で、水防災に関する知識と心構えを共有し、事前の計画等の充実を促すためのツールとして開発されたものであり、その検討過程では、市町村が作成、公表した洪水ハザードマップを用いて、みずからのさまざまな洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、またどういうタイミングで避難することがよいのかをみずからが考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるなど、避難に関するさまざまな事前準備を考えることができるツールであると認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　国交省のほうでも、マイ・タイムラインの取り組みの普及、促進を図っておられますので、飯塚市でもぜひ考えていただけないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　マイ・タイムラインにつきましては、昨年度から遠賀川河川事務所でも普及、促進を図られておりまして、昨年度、直方市において遠賀川流域住民を対象とした市民向けのマイ・タイムライン作成講習会が開催されております。また、遠賀川河川事務所主催で市町村職員向けの講習会も開催され、本市も参加いたしております。今後も遠賀川河川事務所等からのご指導、ご助言をいただきながら、マイ・タイムラインの普及を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では次に、今後の災害対応についてお尋ねいたします。東峰村では３年前の豪雨を初め、たび重なる水害を経験してこられましたが、令和２年７月豪雨では、住民の多くが迅速に避難したことが奏功し、人的被害を免れたそうです。九州大学と協力して住民の意識を変え、人工知能、ＡＩを使った災害予測システムの実験も始められ、早期避難を促す対策を強化された模様でございます。また、住民の防災意識が高まる一方で、避難の空振りが続くと避難疲れも懸念されるので、災害の発生を正確に予測できれば、確実な、そして適切な時期に避難情報を出すことができ、避難行動に結びつくと考えられ、東峰村と九州大学がことし６月から実証実験を始められたそうですし、また他の自治体でも取り組んでいると聞いておりますが、飯塚市でもしっかりと研究をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　東峰村が行っておりますＡＩを活用したモデル事業につきましては、令和元年度に東峰村を含め３自治体、今年度は４自治体がモデル地区となり、河川水位情報や土砂災害情報をもとにＡＩを活用し、小さなエリアでタイムリーに避難勧告等の発令に必要な情報を市町村へ提供するシステムの技術開発を行っているもので、今後数年間で実証実験を行い、令和１０年度までに全国１７００自治体の実装を行うことを目指すとされております。本市におきましても、このモデル事業の実証実験結果等に注視し、実装におくれを生じることがないように努めてまいります。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識した上で判断時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っておくことが何より重要だと思っていますが、多くの住民の方はハザードマップが、昨年新しくなったのでさえ承知されていない方もおられます。何がどう変わったとか、自分の家が以前は安全な地域だったのに今回は浸水想定区域に入っているとか、ほとんどの方が承知しておられません。そこで、そういったことも含めて啓発活動が最も重要になってくると思うのですが、ことしの７月の市報には掲載されておりましたが、できれば出水期前と台風シーズンを考えましたら、５月から９月までの期間でせめて２カ月間か、３カ月間を市民の生命と財産を守るために、市報のページを割いていただきまして、わかりにくさが助かるはずの命を奪うようなことはあってはならないし、どうしたら住民自身が身を守るため、みずからの防災力を向上させられるようになるのかを、避難情報の一本化も含めまして、基本的なことから啓発をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　これまでも毎年１回、出水期の６月または７月に市報見開き２ページを活用して、大雨に備えての各種啓発を行っており、いいづか防災ハザードマップをお配りしております。昨年度からは、「いいづか防災」の表紙を掲載するなどして周知を行っているところでございます。また、自治会等からの研修等の依頼があった場合にも、この「いいづか防災」を活用しているところでございます。しかしながら質問議員が言われますように、まだまだ市民の皆様には、認知不足であり、警戒レベルの導入や避難勧告と避難指示の一本化など、災害対策に関する事項も毎年、見直されておりますことから、今後は市報やホームページを初め、研修機会等を通じまして、これまで以上に啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

防災気象情報などのソフト防災対策は、堤防整備などのハード防災対策と異なりまして、住民が利用しなければ効果を発揮せず、その前提として住民が情報について理解していることが必要なわけでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは次に、避難所でのＷｉ－Ｆｉ環境についてお尋ねしますが、現在避難所にはＷｉ－Ｆｉ環境が整備できていないところは何カ所ありますでしょうか。また整備できていない箇所があるとするならば、避難所におけるリアルタイムの情報を発信していくためにも、ぜひとも必要でございますので、早急に全ての避難所にはＷｉ－Ｆｉ環境を整備していただきたいと強く思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市が今年度、指定緊急避難場所としている施設は３２施設で、このうち１７施設にＷｉ－Ｆｉ環境が整備されておりますので、残り１５施設が整備されていない状況でございます。また今年度に持ち運び型のポケットＷｉ－Ｆｉ５台を購入しましたので、１０施設分の避難所が整備されていないことになります。今後につきましては、早急に全ての避難所にＷｉ－Ｆｉ環境が整備できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　早速、お聞き入れいただきまして、ありがとうございます。それでは次に、ことしの４月から自助の取り組みとして一人一人が自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために、必要な対策を講じることが重要ということで、自分の家の安全対策をしておくための方法として、水の流入を食いとめる止水板の補助金を出していただいておりますが、問い合わせの状況は、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　止水板設置補助金につきましては、大雨による浸水被害の軽減を図るため、浸水した道路等から水が建物内へ浸水することを防ぐ止水板の設置等に必要な経費の２分の１に相当する額、３０万円を上限に補助するものでございます。現在までの申し込み等の状況につきましては、申し込みが２件、電話や窓口等での問い合わせが５件となっております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今後とも周知方よろしくお願いしておきます。続きまして、随分と以前から同僚議員も含めまして、私も言ってきたことではありますが、防災無線は聞こえづらい、大雨のときは雨音に打ち消され、また最近の住宅は窓がペアガラスになっているところが多く、両方が相まって、放送があっていることさえもわからない状況があります。そこで同僚議員からの質疑で、防災ラジオの提案もあっておりましたが、基地局を建てるのに膨大な費用がかかると難色を示されておりましたが、この異常気象の中、たくさんの自治体が取り入れられております。中でも、電話でやりとりさせていただいた藤沢市の防災安全課の担当の方は、「うちでの防災行政無線の運用は屋外にいる方を対象にしています。屋内にいる場合や、風雨、地形的な要因により聞き取りにくい場合があるため、そのようにしております。」と言われました。今後、飯塚市として防災行政無線電話応答システムやエリアメールに頼るのも一つの方法かもしれませんが、住民の方々の肝心なときに聞こえないとの声を、どのようにしていくお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員が言われますように、以前から「放送している内容がわからない」、「聞き取りにくい」などの声が上がっていることは認識いたしております。防災行政無線で周知するにも限界がございますので、市ホームページ、ＳＮＳ、エリアメール、また新たな情報伝達のツール等も今後、研究検討しながら、避難に関する情報を発信してまいります。今後は、防災行政無線でなく、いち早く避難活動が行える情報を共有できるような対策も検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。では次に、非常変災時の臨時休校の判断について、お尋ねいたします。地震、大雨、暴風、感染症流行の場合に、学校を休みにする権限というのは、どなたにあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　地震、大雨、暴風などは非常変災という用語を用いておりますが、この場合、学校を臨時休業にする権限は学校長にございます。その際には、教育委員会にも報告がございます。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症のように、潜伏期間が短く、飛沫感染により伝播する感染症の場合、必要があるときは学校保健安全法の規定により、教育委員会が学校の臨時休業について判断を行うことになっております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、感染症流行の場合の休校は、学校保健安全法が根拠規定となるということですかね。地震、大雨、暴風のような非常変災の場合は、学校長はどのように判断されるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校教育法施行規則第６３条におきまして、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる」と規定されております。飯塚市は比較的広域であることから、校区ごとに地理的条件が異なり、大雨や大雪は、降水量の地域差が起こります。そのため、教育委員会といたしましても、前日までに学校長と協議し、今後の対応について見通しを共有しつつ、必要な注意喚起等の連絡をいたしております。さらに災害が予測される場合には、校区内の小中学校で連携し、休校についての判断をいたしております。また台風の場合は、広域にわたる影響が想定されますので、まず教育委員会と代表校長等とが協議し、休校の判断について助言をいたしております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　２年前の一般質問のときの休校判断について、前日には教育委員会から各学校長の判断と言われ、翌朝には教育委員会より全小中学校の臨時休校の連絡が入り、判断の急な変更が混乱を生じさせた事案があったのですが、このときの答弁で、「今回の豪雨への対応につきましては、反省すべき点があったと十分認識しております。異常気象が普通になりつつあることからも、今後も緊急に休校等の判断を行わなければならない状況が生じることは十分に起こり得ると考えております。そのような状況下におきましても、混乱が生じないようにするためには、まずは子どもたちの安全を第一に考えるという基本に立ち返り、判断することが重要であると考えております。気象条件によって異なる対応が必要なことからも、個別の気象状況に応じた対応基準について、学校とも十分に確認をしてまいります。」とありましたが、その後どのようになりましたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　２年前の経験を踏まえまして、教育委員会といたしましては、全小中学校に学校独自の危機管理マニュアルの中に、大雨による自然災害等発生に特化した対応マニュアルを作成するよう新たに指示をいたしまして、緊急時にもしっかり対応できるように備えております。内容といたしましては、事前、発生時、事後の３段階の危機管理を想定、児童生徒の待機や必要に応じての学校避難、学校ごとにＰＴＡ会長等との連絡、協議、判断の体制づくり等の項目を整えております。なお、このマニュアルの内容は、教育委員会においてサポートすることで、実際に教職員が的確に判断し、円滑に対応できるものであることを確認いたしております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　学校ごとのマニュアルについては、指示をしていただいたみたいでございますが、令和２年７月豪雨で、長野県でも７月８日午前６時４３分に大雨特別警報が出され、地域の実情を一番把握されている校長に判断を委ねられたそうでございます。松本市では、１４校が臨時休校、３４校が授業を実施と判断が分かれたそうですが、校長、先生方、保護者にかなりの混乱が生じ、松本市は今後、始業前に特別警報が出された場合、該当する地域の小中学校を一律に臨時休校とすることに決められたそうでございます。また大阪市などでも朝７時の時点で暴風警報、暴風雪特別警報が発令されていれば臨時休校にするそうでございます。非常変災時の臨時休業を決める基準を定めている法令はないと思いますが、各自治体や教育委員会、学校がマニュアルを作成して対応しているところがあるわけで、飯塚市の場合はそういったマニュアルは現在あるのか。もしないとするならば、ぜひとも必要ではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、２年前の大雨対応のように、登校時刻に急激に天候が悪化し、特別警報が出され学校側でも判断の難しい事案がございます。今後、教育委員会におきまして、大雨など非常変災時の学校の対応指針を作成し、当該非常変災が想定される日の前日から教育委員会と校長とで立地条件を考えた対応方法、登校前や下校時の安全確保などをどうするかといった内容を協議し、各学校に助言することで児童生徒や保護者の皆様に混乱が生じないように努めてまいります。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

早速、対応指針をつくっていただくということで、ぜひともよろしくお願いしておきます。それから、公私立の保育園で災害時に臨時休園するかどうかの判断基準についてもお尋ねしたかったのですが、質疑通告をしておりませんでしたので、別の機会にでも教えていただきますようにお願いいたします。

では次に、国・県・市の今後の浸水対策についてですが、現在のような異常気象の中で、浸水対策を考えたとき内水排除も必要で、大事ではございますが、それだけでは防ぎようがなく、内水排除を受ける本川を抜本的にやりかえることと、いかに水を一気に流さないようにするかというのが重要になってくるのではないかということで、以前も遠賀川の河道整備や調整池についてお尋ねをしておりましたが、今後の国が行う浸水対策の工事予定を教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川河川事務所では、平成３０年７月出水を踏まえ、遠賀川本川等の治水対策を平成３１年度より進められております。本年度は遠賀川中流部堤防整備事業及び浸水被害軽減対策事業として、小竹地区から目尾地区の間で、堤防築堤及び河道掘削工事が実施されております。さらに本年７月に、防災・減災対策等強化事業推進費が緊急的に充当され、庄司川合流点より下流において、遠賀川本川の河道掘削、約１５００メートル、堤防整備、約３００メートルが予定されております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは次に、先ほど市長のほうからも話があっておりましたが、浸水対策重点地域緊急事業として、福岡県が遠賀川水系庄内川の浸水被害の軽減を図るために予定されている、今後の事業について教えていただけますでしょうか。また調整池の計画もどうなっているのかもお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　庄内川につきましては、遠賀川合流点から石丸井堰までの約３２００メートル間を令和元年度から令和５年度の完成を目指し、堤防かさ上げ及び樋管改築が進められております。本年度は用地測量が行われており、用地買収及び工事着手に向けて、地元関係者等と協議を行ってまいります。また調節池の計画につきましては、福岡県独自事業として位置を検討することとされております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　同じく県事業で、庄司川の浸水被害の軽減を図るための事業として、今後どのような事業が予定されているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　庄司川につきましては、令和２年３月に総合内水対策計画が策定され、国・県・市により、おおむね５年を目標に築堤・護岸整備、橋梁かけかえ、調節池新設、庄司川排水機場の増設等が計画されております。本年度は、県により庄司川橋のかけかえ、測量、築堤、護岸整備の実施設計が行われており、国においても、庄司川排水機場増設の設計が実施されております。また総合内水対策計画には、ハード対策とともに、ソフト対策の実施についても計画されており、今後、地域と連携した土地利用に関するルールづくり等についても取り組んでまいります。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、建花寺川の浸水被害の軽減を図るための事業として、今後どのような事業が予定されているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　建花寺川につきましては、福岡県の事業で、平成３０年度に狭小箇所である日新橋かけかえが完成し、現在は下流から堤防かさ上げのためのパラペット設置工事が行われております。今年度中に、新横田橋までが完成の見込みであります。また市の事業として、国道２０１号線の上流部左岸側に内水排除のためのゲートポンプ設置工事を発注しております。さらに令和３年度に、右岸側にもゲートポンプの設置の計画をしております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今の答弁でございますと、庄内川、庄司川の上流には調整池が検討されているようでございますが、今のところ建花寺川上流には調整池の計画はないようでございますが、パラペットをしていただいた箇所の溢水、越水はなくなるかもしれませんが、工事が施されてない箇所からの溢水、越水は考えられるわけでございまして、建花寺川上流部にも調整池をつくっていただくような要望活動をぜひともしていただけないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員の言われますとおり、建花寺川流域につきましては、現在、調整池の計画はございませんが、河川管理者であります福岡県や関係部署等との協議を進める必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。それでは、２００３年７月１９日の嘉穂劇場が浸水しました大水害から、ことしで１７年が経過いたしまして、飯塚市としましても、その間にハード、ソフト両面で水害への備えは、おかげさまでかなり整ってきたと思っております。しかしながら毎年襲ってくるこの豪雨に対しまして、飯塚市として今後どのような浸水対策事業を計画してあるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　本市では、飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、浸水対策の事業を進めているところでございます。現在は、平成２８年度より中期事業に取り組んでおり、昨年度からの継続工事であります熊添川流域調整池新設、下三緒排水ポンプ場新設、水江雨水ポンプ場新設、浦田第一雨水幹線整備事業を進めております。この中期事業計画により、家屋の浸水被害の低減が期待できますが、中期事業完成までにはまだ数年の時間を要します。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いしておきます。では次に、都市計画法等の改正についてお尋ねいたします。ことしの６月３日に頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携などを盛り込んだ都市計画法及び都市再生特別措置法の改正案が成立しましたが、詳しい内容を御存じであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　災害ハザードエリアにおける開発の抑制につきましては、都市計画法第３３条に、災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発の原則禁止、都市計画法第３４条に市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可の厳格化が新たに規定されております。また、都市再生特別措置法第８８条には、居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発に対する勧告、公表が新たに規定されております。移転の促進につきましては、都市再生特別措置法第８１条に、災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画作成が新たに規定されております。立地適正化計画と防災との連携につきましては、都市再生特別措置法第８１条により、居住誘導区域内における防災対策等を記載した防災指針の作成が新たに規定されております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今言われました防災指針について、詳しい内容がわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　避難路や防災公園の整備などによる防災対策、防災ハザードエリアからの移転促進による安全確保など、防災強化が図られることになります。国土交通省は２０２５年までに、６００件の防災指針の作成を目標に掲げております。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　まだ具体的にはまとまっていないということですね。では最後に、流域治水についてお伺いしたいのですが、国交省はことし７月３日に気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取り組みだけではなく、流域にかかわる関係者が主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があり、堤防やダムだけに頼らず、調整池の整備や土地利用規制、避難体制の強化など、企業や住民も参画する流域治水への転換を明記されましたが、流域とはそもそも何なのか。また、流域治水とはどのようなことなのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　まず「流域」の説明でございますが、降雨により降った雨水が、その地形により河川に集まってくる、その範囲という意味でございます。例えば遠賀川流域となりますと、各地域に降った雨水が地形の条件などにより、穂波川、庄司川、庄内川等の各河川、水路を経由し、最終的に遠賀川へ流れ込み、集まってくるまでの範囲となります。また、「流域治水」でありますが、近年の水災害による甚大な被害を受け、既存の施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、当該流域の社会全体で、洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、気候変動の影響や、社会状況の変化なども踏まえ、あらゆる関係者が協働して、流域全体で、防災・減災の社会構築を目指す考えであります。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ことしの６月に遠賀川流域の２１市町村の首長や県、国土交通省遠賀川河川事務所関係者らが参加され、水災害、水害への備えについて話し合いをなされ、そのときに河川整備に加えて、田やため池を利用した貯水や、リスクが高い地域からの移転促進など、流域全体で実施する流域治水が必要ということで、２０２０年度までにまとめるとされておりましたが、その後の動きはありましたでしょうか。また具体的にはどのようなことが想定されるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川水系流域治水協議会が、８月２４日に流域２１市町村の首長が参加され開催されております。協議会では、気候変動の影響や、社会状況の変化などを踏まえ、国・県・市町村など、流域全体のあらゆる関係者により、氾濫域や河川区域のみならず、集水域も含め、一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧、復興のための対策を、ハード・ソフト一体で多層的に進める施策について協議が行われております。今後、遠賀川流域で考えられる流域治水メニュー等を自治体として必要なものを取りまとめ、今年度３月末に公表される予定でございます。

○議長（上野伸五）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　機会がありましたら、公表されました内容を教えていただきますようにお願いいたします。いかに避難してもらうことが難しいか、どうしたら避難してもらえるのか。今の異常気象では、遠賀川の決壊もあり得るかもしれません。明るいうちの早目の避難を、空振りでも無駄足と思わず、本番前の素振りと思えるような文化を醸成することが課題ではなかろうかと思っております。地震や火事など、さまざまな災害がある中で、水害というのは雨が降って、それが川に集まって氾濫したり、土砂災害になるわけでございまして、地震や火事などの災害と比べると時間があるわけでございます。自治体や我々、住民が適切な行動さえとれば命は守れるんだということを改めて肝に銘じまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　０時０７分　休憩

午後　１時０９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。２６番　佐藤清和議員に発言を許します。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今回は、コロナ禍における学校再開後の対応について質問をいたします。まだ収まりを見せないコロナ禍において、文科省作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａ」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」などを踏まえ、学校を再開されていると思います。前回、一般質問する際、４月６日に学校を再開する状況をお聞きしたときに、再開すると判断した一つに、部活をしている保護者から早く学校を再開してくれとの多くの要望があったとの発言がありました。教育委員会として、児童生徒の命を守るべき立場において、今回の新型コロナウイルス感染症に対する認識の甘さがあるのではと大変危惧をしましたし、その思いをいまだに拭い切れておりません。そこで今回は学校再開後の状況について、お伺いいたします。まず、学校の環境面での取り組みについて、お伺いいたします。学校の保健管理体制はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　各学校におきましては、校内に学校長を責任者とした保健管理体制を構築しております。また保健主事、養護教諭、各学級担任などとともに、学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備いたしております。あわせて、家庭との連携につきましても、児童生徒等の感染等にかかわる情報は速やかに学校へ連絡をしていただき、連絡を受けた学校は、教育委員会へ報告するように連絡体制をつくっております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは次に、衛生を保つ環境づくりはどうなされていますか。換気、消毒の方法、トイレや洗面所等の洗浄方法についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　各学校では、文部科学省の衛生管理マニュアルを参考に、まず換気につきましては、３０分に１回以上、数分間程度窓を全開にし、２方向の窓を同時にあけて換気を行っております。次に、学校施設の清掃、消毒に関しましては、通常の清掃活動の中で、特にポイントを絞り、大勢がよく手を触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは、１日１回、消毒液を浸した布巾などで拭くようにいたしております。また、トイレや洗面所の清掃につきましては、現在では家庭用洗剤等を用いて、児童生徒が通常の清掃活動の中で、発達段階に応じて行うことができるようになっております。なお、保健所からは清潔な空間を保ち、健康的な生活により、児童生徒等の免疫力を高め、手洗いの徹底など、基本的なことをしっかりやっていくことが重要であるとアドバイスをいただいております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　トイレにつきましては、家庭用洗剤で児童生徒が行えるようになったということなんですが、私が知る限り、学校の先生がトイレ掃除はしていたというふうなことも聞いております。いつから、何を根拠にそうなったのか、御存じであればお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　８月６日に改訂をされました文部科学省の衛生管理マニュアルの中で、少しずつ、その状況、清掃の方法とか、そのあたりが緩和をされてきておりまして、その中で、その緩和の一環として、そのような記述がございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、今までは学校の先生方がされていたということを確認しておきます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、５月４日に状況分析、提言した文章の中に、トイレのふたを閉めて汚物を流すように指導していますし、新しい生活様式の中でも、そうなっております。これを踏まえて申しますと、現在、本市の小中学校の７割は、便器にふたがついていない状態であると認識しています。そこでお聞きいたしますが、国が便器にふたを設置することを指導しているということですが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、便器にふたがついている小中学校は、全体の約３割でございます。便器のふたにつきましては、政府の専門家会議等において、ふたを閉めた後に汚物を流すことで、ウイルス等の巻き上がりを防ぐ効果があると言われていることは承知いたしております。したがいまして、学校におけるその効果と問題点、また他自治体の状況なども見ながら、今後検証等を行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今後、検討するということは、まだ検討していないということだと思います。たしか教育委員会には、平成３１年３月に市内の企業から便器のふたに貼る抗菌シートを寄附していただいたと思っております。前回の一般質問をする際にも、学校再開に向けて、特にトイレは配慮するように言っておりました。他市の学校では、順次設置に向けて既に予算づけしているところもありますし、庁舎の便器のふたの取り組みも進んでおります。飯塚市は、児童生徒のことを後回しとも受け取られかねません。今回、改めて指摘するまで便器のふたを閉めて排水するように国が指導していることも御存じなかったようです。本当に寄附していただいた企業にも失礼に当たると思うし、対応が非常に遅過ぎると指摘いたしますし、早急に対応するよう要望いたします。

次に、校内清掃については、どのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　清掃活動は、学校内の環境整備を保つ上で重要である一方で、共同作業や共用の用具等も用いるため、２つの点に留意して行っております。まず１点目は、清掃活動は教職員の指導のもと、児童生徒が窓をあけて換気のよい状況で行っております。２点目は、器具、用具や清掃道具など、共用するものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導をいたしております。各学校では通常の清掃の時間のみならず、教室等の整理整頓を徹底し、清潔な空間を保つようにいたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　私が聞いたところによりますと、この校内清掃、このほかにも生徒、児童が下校した後に、教員の方々が鉛筆１本から机、椅子にわたるまで消毒しているとお聞きいたしましたが、それは本当でしょうか。どうなのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　この新型コロナウイルス感染が蔓延し始めた当初につきましては、そのような大変なご苦労をかけておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、児童生徒が一般の清掃の中で、そういうことができるようになりましたので、そこまでのご苦労は今のところはおかけしていないのではないかというふうに考えておりますが、現場のほうで確認をいたしましたわけではございませんので、今後そのあたりもよく確認をして、現状を把握した上で、先生方のご苦労を少しでも緩和できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひお願いいたします。ただ、児童生徒ができるといっても、やはりそれを指導監督されている気苦労も多いかと思います。毎日の健康チェックや消毒、子どもたちの学力保障等、先生方の体調は大丈夫なのかどうか、御存じであればお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、教職員の負担は大変大きなものがございます。負担が過重にならないようにできる限りの、例えば休暇の取得、また早目の帰宅を促すように、学校長のほうには十分に指導しております。なお、夏季休業期間中には学校閉庁日を３日間設けまして、完全に休息がとれるようにいたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

学校はおくれた授業を取り戻すことをしながら、児童生徒の健康・命を守ること、通常業務と、この大きな２つの課題に全力で取り組んでおられます。本当に過重になっていないか、現場を回り、意見を聞いたりするようにお願いいたします。

次に、文科省の新しい生活様式を踏まえた行動基準を参考にし、空き教室の利用や教室の座席の配置、身体的距離の確保については、どのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　新しい生活様式では、人との間隔はできるだけ２メートルあけることが推奨されております。教室はどうしても、３密となりやすい場所であるため、可能な限り身体的距離を確保するように指導いたしております。やむを得ず１メートルを確保できない場合につきましては、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことやマスクの着用を徹底することなどをあわせて行うことにより、３つの密を避けるように指導をいたしております。また、グループ活動のような３密に近い状態となってしまう場合には、ご指摘のように、児童生徒に空き教室を活用して分散させるなどの工夫もいたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

学校によっては、児童生徒の数、空き教室の数もさまざまだと思います。それぞれ工夫されてあると思いますので、困ったことが起きていないか、本当に３密が起こっていないかの検証をお願いいたします。

次に、授業面での取り組みについてお伺いいたします。国の休校要請に始まり、その後、新型コロナウイルス感染症が蔓延して、学校が休校せざるを得ない状況となり、大幅に授業がおくれることとなりました。おくれを取り戻そうと各学校が努力されているようですが、その状況について、どのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、本年４月９日から５月２４日までの臨時休業により不足した授業日数を補うために、３つの特別措置をとっております。まず１点目が、飯塚市学校管理規則を改正いたしまして、夏季休業期間を８月８日から８月２３日までの２週間に短縮をいたしております。２点目は、給食可能日数を７日間ふやし、午後からの授業時数を確保いたしました。最後３点目につきましては、学校行事の精選や各行事の時間を短縮し、授業時数を確保いたしております。以上の措置によりまして、市内全ての小中学校で各教科の標準授業時数を確保いたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それは全般的な取り組みで、各学校では時間を確保するために独自の取り組みをされていると思いますが、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、学校現場では学校長の判断におきまして、時間割りの工夫や学校行事の縮小により時数を確保しております。このように教育指導計画を年度途中で変更する場合につきましては、教育委員会にも届け出があるようになっております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

指導計画を変更する場合は、委員会に届けなければいけないことくらいは私も知っております。そんなことは聞いていない。私は各学校が工夫されて、子どもたちのために頑張っている姿を紹介してほしくて質問したんです。まさか各学校の取り組みを承知されていないんでしょうか。ある学校では、時限を時短にして６時間授業を７時間にし、ご努力されたと聞いております。その際、子どもたちの体調、感想、保健室に行く人数にまで気を配りながら授業をされたと聞いております。時限を時短にしたおかげで下校時間も少し早くなったとも聞いております。まさかあなた方がこれを知らないわけがないでしょうし、この学校の努力について現場を混乱させるようなことはしていないと思っております。また、福祉文教委員会の中でも７時間授業について心配する質問があっております。このときにも、この７時間授業の前例を御存じであれば、もっと丁寧な答弁をすべきではなかったかと思いますし、もうこれ以上お聞きしませんが、指摘はしておきます。今後はもっと丁寧な対応をお願いいたします。

次に夏休みの状況と、その休みのときの宿題等はどうなっているのかを把握されていますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今般の新型コロナウイルス感染症禍における学習内容を確実に定着させるための教材といたしまして、「たったこれだけプリント」、それから「５教科１０分間ドリル」などを用い、反転学習として活用させ、今までにない短い夏休みが児童生徒の負担過重にならないようにいたしております。また小中学校では、県教委の通知文をもとに、夏休みのしおりや学級通信を作成し、学業、健康、安全指導、水難事故等に関する指導を記載しておりますが、ことしは新型コロナウイルス感染の予防、特に体温チェックについても記載をいたしまして、児童生徒に夏休みの過ごし方を指導いたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　夏休み中に、児童生徒の体温チェックを行うように通知しているとのことですが、実際、学校に行って聞いてみると、やっぱりはかり忘れ、低学年の子は特に多いというようなことを耳にしております。特に低学年は、登校時に先生方が検温されているとも聞きましたが、そのことは御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　低学年に限らず、忘れてくる児童につきましては、学校のほうで検温をきっちりいたしまして、体温に異常のない生徒だけを学校内に入れるような措置をとっていると聞いております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　多分、私が思うに夏休みの宿題等と体温測定ができていない部分もあるかと思います。家庭学習を取り組ませているとの答弁でしたが、どこまでできているのか、委員会として把握して、できていないのであればＰＴＡなどと連携して、家庭教育の取り組みについても進めなければいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　家庭教育の重要性につきましては、今般のような感染症、また自然災害等による長期の学校の休業を含め、平常時におきましても、現在の子どもたちを取り巻く目まぐるしく変わっていく環境の中で、自立した人間形成、また社会で生きていくためのコミュニケーション力、健全な心身を育むための生きる力を備えていくためには、学校教育だけではなく、家庭を初め地域社会などとも協働いたしまして育てていく必要がある。そういう考え方の中で、特に家庭におきましては、最も身近なコミュニティであることから、子どもたちが安心して学べる場であるというふうに言えます。家庭での学習の習慣を身につけるということは、そのご家族一人一人がその人生の中で経験してきたことを踏まえた教育であり、まさに生きる力、あるいはみずから学ぶ喜びを伝えることができる貴重な機会となります。教育委員会といたしましても、ぜひこの環境が広がっていくように、生涯学習施策を含め、ＰＴＡの皆様のご協力を得ながら、家庭学習の重要性が各ご家庭に浸透していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひお願いいたします。次に、部活動でのコロナ対策について、お伺いいたします。最近、大学での部活動において新型コロナウイルス感染症のクラスターが報道されております。本市の部活動も心配しておりますが、どのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　部活動の指導における感染症防止対策につきましては、活動前、活動中、活動後の健康観察を行うとともに、体調のすぐれない生徒は、速やかに下校するように指導いたしております。また季節柄、熱中症の心配もございますので、小まめな休息をとることや確実な手指消毒を指導いたしております。室内で活動する部活動に関しましても、小まめな換気や手洗いのほか、消毒液の設置につきましても配慮しております。その他、密にならない練習方法の工夫、共有物の消毒、部室等の利用時間の制限等を実施いたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和委員。

○２６番（佐藤清和）

クラスターが起こった大学部活でも、感染症対策は行われていたと思います。でも起こってしまっております。部活動の観察を客観的に行い、注意を払うことが大切だと思いますので、常に危機感を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。

コロナ感染者が出た場合の取り組みについて、お伺いいたします。本市でも教職員の方の感染がありましたが、教職員の方の感染、また児童生徒に感染者が出た場合、双方が考えられますが、どのような対応を想定されていますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　教育委員会が作成をいたしました対応マニュアルをもとに対応いたしております。まず、児童生徒や保護者が感染した場合、または濃厚接触者に特定をされた場合は、速やかに学校へ連絡するよう、各ご家庭にお願いをいたしております。また感染者が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、保健所と協議の上、対応を協議、一方、学校長は感染者または濃厚接触者に特定された児童生徒等に対し、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとります。なお、学校の臨時休業の措置につきましては、感染の状況等により休業しない場合もございます。いずれにいたしましても、保健所と協議の上、休業や再開について判断をしてまいります。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　教育委員会が作成した対応マニュアルということですが、これは本市独自のマニュアルと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　国、それから県、ほかの自治体もさまざまなマニュアルを作成しております。そのあたりも参考にしながら、市独自のマニュアルを作成いたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

このコロナウイルス感染症は、まだまだ未知の部分もございますので、このマニュアルは完璧なものではないと考えております。引き続き、マニュアルを進化させるようにお願いいたします。

次に、感染者に対する偏見や差別が社会問題となっていますが、対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別防止策といたしましては、まず臨時休業中、新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別を生まないための指導につきまして、各学校へ通知を出し、児童生徒が新型コロナウイルスや感染防止について正しく理解すること。それから感染者、感染疑いがある方、感染症対策や治療に当たる医療従事者、社会機能の維持に当たる方とその家族に対しまして、偏見や差別が起こらないようにすることの２点につきまして、学校再開後、速やかに授業の中で指導するように通知をいたしております。また、７月末からの飯塚市内での感染状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症感染者への差別、偏見、誹謗中傷は生じることがないよう、改めて校長会議において指示をいたしまして、教職員や保護者向けには教育委員会から注意喚起のメッセージを発出いたしまして、人権侵害の防止、プライバシーの保護について、十分な取り組みをしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

この取り組みは、１回だけではだめだと思いますので、引き続き、このメッセージ等々が機能しているかも含めて、検証をお願いいたします。

今までるるお聞きしましたが、先生方はこのコロナウイルス対策のため、出勤時間も１時間早くなった、不足する授業への対応、校内を衛生的に保つ取り組み、児童生徒の体調面の管理など、通常業務以上の負担が大きくのしかかっている現状を緩和するために、どのように対応されていくのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　おっしゃるとおり、先生方につきましては、本当にこのコロナ禍で大変な思いをして、児童生徒の安全、それから健康を第一に考えて行動していただいておりまして、その負担が大変大きいことは認識をいたしております。先生方のこの負担を軽減し、子どもたちの学びの保障を確立していく上でも、今回、国等の補助金を活用いたしまして、例えば学習支援員やスクール・サポート・スタッフ等を雇用する補正予算を計上させていただいております。この部分につきまして議決をいただきましたら、速やかに対応いたしまして、学校現場の負担軽減につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　先ほども言われましたが、８月６日に文科省が学校、教育委員会向けの衛生管理マニュアルを改訂いたしました。その内容は、熱中症の危険性が高いときなどはマスクを外す。床の消毒や机、椅子、トイレ、洗面所の消毒は不要である。清掃や消毒などについては、外部人材やサポート・スタッフについてもお願いしてもいいなどです。改訂した背景には、新型コロナウイルスに対する過剰な対応に追われ、教職員の負担が高まり、学校現場は疲弊していて、教職員でなければいけないこと、例えば子どもたちの思考力などを高める授業にするための準備や研究、子どもたちの心のケアに時間を割くことが少なくなっていた現状があると考えております。負担を減らすには、感染症対策の外部委託、教員ＯＢに協力していただく、部活動指導の民間委託などが、私は有効だと考えております。ぜひこの機会に、部活動の指導のあり方も研究していただきたいと思っております。今後は新型コロナウイルスの状況を見つつ、知見を深め、さらに方針の具体化や劣後順位を示すことができないかを考え、先ほど言われました市独自の感染対策のマニュアルを必要に応じてアップデートしていただき、新型コロナウイルス対策とリスクの低減、そして子どもたちの豊かな学びを両立させる道を探求していただくよう要望して、今回の質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時３８分　休憩

午後　１時４９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。６番　兼本芳雄議員に発言を許します。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。留学生や技能実習生のような外国人への生活支援について、まずお尋ねさせていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大によって、生活に困っている市民の皆様や事業者の方々に対し、さまざまな支援策がなされておりますが、本市で暮らしている外国人の方々には、どのような支援をされているのか、お尋ねいたします。

まず初めに、特別定額給付金についてお尋ねいたしますが、本市で暮らしている外国人の方も給付の対象で間違いないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　特別定額給付金対策室長。

○特別定額給付金対策室長（渡部淳二）

　特別定額給付金の支給対象となる外国人についてでございますが、基準日となる本年４月２７日現在、本市の住民基本台帳に登載されております全ての外国人の方が給付対象となっております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　本市で暮らす外国人の方も給付対象だということで安心いたしました。では、定額給付金の申請期限は８月３１日までとなっていましたが、最終的な給付実績はどのようになっていますでしょうか。また、そのうち外国人に対してはどうだったのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　特別定額給付金対策室長。

○特別定額給付金対策室長（渡部淳二）

　本市の特別定額給付金は申請期限が先月末、８月３１日までの消印有効として締め切っております。給付状況でございますが、支給対象世帯が６万２５９５世帯に対し６万２４０８世帯、率にしまして９９．７％の世帯から申請がございました。そのうち外国人の方でございますが、対象世帯１００６世帯に対しまして９８５世帯からの申請があったところでございます。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは、外国人の方への周知方法というのはどのようにされたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　特別定額給付金対策室長。

○特別定額給付金対策室長（渡部淳二）

　本市のホームページにおきまして、外国人向けに易しい日本語並びに多言語での周知を行い、あわせて留学生が通っている高校、大学、技能実習生を受け入れている事業者に対して電話による周知などを行っていたところでございます。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは、留学生や技能実習生の生活状況の把握についてお尋ねいたします。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、４月７日には緊急事態宣言が発出され、５月２５日に解除となるまでの間、本市におきましても休業要請に伴う営業の自粛等により収入を断たれてしまった方もいることと思います。特に遠い母国を離れ、日本に来ている外国人の方々にとりましては、身近に頼れる親族もなく、まさに死活問題であると思います。実際にそういった状況となった留学生や技能実習生の方々がいるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出後、留学生の生活状況把握のため、留学生を受け入れている市内の高校や大学に電話で確認をとっているところでございます。また、技能実習生につきましては、令和２年３月３１日現在での市内に在住している技能実習生は３２４名、そのうち企業への聞き取り調査において把握ができた４１社、２４４名の受け入れ企業に対し、電話で確認を行いましたところ、母国に帰ることができない、または日本に入国することができない留学生や技能実習生は確かにおりましたが、生活に困窮している留学生や解雇、雇いどめとなっている技能実習生はおりませんでした。また、国際政策課に外国人相談窓口を設置しておりますが、生活困窮や解雇されたといったご相談はございませんでした。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　生活に困窮している留学生や解雇、雇いどめとなっている技能実習生はいなかったというふうな答弁を聞きまして、安心いたしました。今の答弁の中で、本市で生活している技能実習生について企業への聞き取り調査で把握できた企業には電話確認をされたということでしたが、技能実習生の受け入れ企業について全てを把握するということはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　技能実習生を受け入れている全ての企業の把握はできておりません。これまでに実施いたしました市内の工業団地にある企業訪問時や、外国人材の活用セミナーに参加された企業への聞き取り調査などを行いまして、把握できた企業のみを把握している状況でございます。なお、今後についてですが、技能実習生受け入れ企業の把握につきましては、できる限り全ての企業の把握に努めるために、転入手続などで来庁された際に、技能実習生へのアンケート調査などを実施するなど、検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひ、しっかりと把握に努めていただき、全ての方に平等に情報が届くようにしていただきたいと思います。

次に、日本に入国できない方や母国に帰れない方もいらっしゃるということですが、日本に入国できない方というのは、母国であり、実家もあるでしょうから、生活に困ることは、日本で考える必要はないと思うんですけれども、母国に帰国できない方については、留学生の場合であれば、週２８時間まではアルバイト等の就労ができると。技能実習生の場合は、出入国在留管理庁に在留資格の変更など所定の手続さえ行えば、これまで同様に就労を継続できると。要するに継続して働くことができるということは存じております。しかしながら、世界で新型コロナウイルスが感染拡大する中で、母国に帰国することもできない、働く場所もない、その結果、生活に困窮してしまう、そのようなケースが考えられるわけですけれども、そうなる前に外国人の方への生活支援は重要であると思います。そこで、具体的に留学生や技能実習生の皆さんにどのような支援を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　まず、留学生の生活支援といたしましては、アルバイト先の休業による収入減によって生活が困窮している方への対応といたしまして、再就職応援事業を実施いたしております。大学の窓口を通しまして募集をしましたところ、２名の留学生が申し込みをされ、就労を行っているところでございます。次に、技能実習生の生活支援ですが、先ほどご答弁いたしましたように、雇いどめや解雇された方はおりませんが、受け入れている企業に対しまして、従業員の雇用維持を図るために休業手当の一部を国が助成する雇用調整助成金制度についての周知を行っているところでございます。また、勤務先などにおける日本人とのコミュニケーションを図るためには、日本語を話せることが重要であり、市内在住の外国人の方全てを対象に、月２回、日本語教室を実施いたしております。最後に、国際政策課に外国人相談窓口を設置しており、さまざまな生活相談に応じることによって、生活支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今現在、雇いどめや解雇された技能実習生はいらっしゃらないということですが、これから先もコロナは続くと思います。そこで、もし今後、雇いどめや解雇となった技能実習生が出た場合に、その支援についてどのようにお考えなのか、お伺いさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染拡大が収束するには、まだまだ時間がかかりそうで、非常に私は心配していますけれども、このまま長引けば、今は何とか順調に運営されている企業においても、場合によっては倒産という状況になるおそれもございますし、そうなるとやむなく技能実習生の雇いどめや解雇せざるを得ない状況になってしまう可能性もあります。そのような場合に、技能実習生を救う手だて等についてはあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　ご質問の雇いどめになった場合についてですが、先ほども申し上げましたとおり雇用調整助成金を活用した休業補償の手続を企業にしていただくことで雇用の継続につなげていただくよう、今後も周知してまいりたいと考えております。また、経営悪化などによって解雇となった場合ですが、出入国在留管理庁が転職先とのマッチング支援をサポートする外国人労働者の就労継続支援を行っており、解雇となった外国人就労者などから相談があった際には、この制度を活用し、新たな企業とのマッチングなど雇用継続につなげてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　技能実習生が本市には、先ほど答弁で３２４名いらっしゃるということでした。これは働き手不足問題、労働力人口の減少を解消するための各企業の取り組み、外国人採用ニーズの高まりが、今回の答弁からもわかりました。また、本市は地域企業と外国人との連携事業の促進のため、国際都市いいづか推進計画を策定しています。飯塚公共職業安定所によれば、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡の外国人の雇用状況は、建設業及び製造業が８割を占めているということです。これまでの答弁にあったように、本市がさまざまな対策と支援を行っているということもよくわかりましたけれども、コロナ禍が長引き、状況によっては新たな対策が必要となってくると、私は考えています。生活に困窮する前に手を差し伸べること、これが何よりも重要であると思います。飯塚市で働く、または学ぶ外国人の生活状況を把握し、飯塚市に在住している期間、安心して生活できるように関連機関と連携し、支援を必要とする外国人に対する生活支援をしっかりと考えていただきたいと思います。また、全ての方に平等に情報が届くようにしていただきたいと思います。

一昨日ですか、台風１０号が来ました。実は外国人の方からも、どこに私たちは避難したらいいんだといったような連絡もありました。よくよく聞いてみると、やはり連絡が行ってないような状況でもあるのかなというふうにも思いましたし、このあたりは本当に、何て言うんでしょう、外国の方も大事な飯塚市の市民でございますので、災害情報や避難情報など、知らせておくべき情報をきちんと伝えることも重要だと思います。そうすることで外国人の皆さんだけでなく、技能実習生を受け入れている企業への支援にもつながるのではないかというふうにも思います。国際都市いいづか推進計画の基本理念に掲げてある「外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かいまち」の実現に向けて、飯塚に来てよかったと、そう思っていただける支援を、ぜひとも進めてほしいと思います。以上、この質問に関しては要望して終わります。

次に、新型コロナ感染症対策に対する本市経済支援のこれまでの効果と、今後の課題及び対策についてお尋ねいたします。新型コロナ感染症対策における中小企業者及び事業者への経済支援策の状況分析について、現在までの各支援策の受付件数について、支援策別に教えていただけますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　８月末現在での受付件数につきましては、最初に、国、県の融資制度を活用された事業者に３０万円の応援金を交付しております。事業継続応援事業につきましては１８１６件。次に、福岡県の融資制度を活用するために必要な市町村長の認定制度でございますセーフティネット認定件数につきましては１９６８件。次に、市独自の融資制度である事業継続応援貸付事業につきましては１７４件。次に、８月から受け付けを開始しております新しい生活様式に対応した事業者に１０万円を上限として交付しております新しい生活様式対応事業者応援事業につきましては、受け付けを開始して間もないことから、問い合わせ件数が１６８４件、受付件数が３１４件となっております。同時に、８月から受け付けを開始しておりますテナント入居事業者に家賃の３カ月分で１２万円を上限として交付しておりますテナント入居事業者事業継続応援事業につきましても、問い合わせ件数が２９８件、受付件数が２４件となっております。この２事業につきましては、８月より市ホームページや商工会議所、商工会などの会報など、また、８月１５日に周知チラシの全戸配付を行ったところでございますので、今後、申請件数はふえてくるものと考えております。また、８月３日、市民の消費行動を喚起するため、いいづかプレミアム応援券２０万冊を市内の郵便局で販売開始しており、８月末現在で約１１万３千冊、１１億３千万円分が販売済みとなっております。なお、５月から開設しております事業者向け経済支援相談窓口においては、電話、窓口相談を含めまして４カ月で９８２８件となっております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　現在までの受付件数における、今回実施した経済支援策を、本市としてはどのように考えますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　新型コロナウイルス感染症にかかる経済支援策につきましては、事業継続と雇用の維持に取り組む市内事業者を応援するため、国、福岡県が実施しております経済支援に合わせ、先ほどご答弁しましたとおり、本市独自の支援策を実施しております。本市といたしましても事業継続に必要な運転資金を確保していただくことを優先に考え、事業継続応援金事業及び事業継続貸付事業を実施し、また、８月に入り新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え、ウィズコロナにおける事業継続を支援するための３密対策を講じている新しい生活様式対応事業者への応援金及び消費行動を喚起するためプレミアム応援券を２０万冊発行しており、市内事業者においては厳しい経営状況が続いておりますが、応援金、貸し付け、プレミアム応援券などの各事業の実施状況を踏まえますと、今回の支援策により事業継続につながっているものと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　確かに８月からの支援策の中には、国や県の支援状況に当てはまらない、要件に当てはまらない事業者への本市独自の支援策もあり、国や県の支援が受けられない厳しい経営状況下での事業者の方々も、何とか事業継続はできているのではないかと、私はこの事業は評価しています。また、これまで数カ月間、コロナ対策に力を注いでいただいていらっしゃいます職員の皆様にも本当に感謝申し上げます。

続いて、飯塚市経済の現状と今後の見通しについて、まず日本全体の経済情勢の変化をどう認識されてあるか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　令和２年８月２７日発表の内閣府月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動に十分留意する必要があると報告されております。このことからも、社会経済活動レベルは段階的に引き上げられておりますが、依然として厳しい状況が継続しているものと認識しております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　そのような認識のもと、今現在どのような視点を持って経済対策に取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　５月１５日に休業要請は緩和されたものの、８月５日には福岡県による福岡コロナ警報が発動され、多くの事業者の皆様は不安を抱えた状況が続いております。このような中、感染防止対策に取り組み、事業継続や雇用の維持に懸命に取り組まれている中小企業、小規模事業者の皆様を応援する視点を持って経済対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　次に、新型コロナ感染症による影響が長期化した場合の経済支援策について質問させていただきます。答弁の中でもお答えいただいたように、国内における事業者の経営状況は非常に厳しい状況と考えられます。よって飯塚市内の事業者も同じ状況であり、事業経営が厳しいとの意見も、私自身も耳にしています。今後、新型コロナ感染症の影響が長期化することにより、もっと厳しい経済状況が発生することも考えられますけれども、どのように捉えられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　質問議員の言われますとおり、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況を踏まえますと、市内事業者の皆様の経営は厳しい状況が続くものと考えております。本市といたしましても、ウィズコロナのフェーズに入り、市民が安心安全に買い物やサービスを受けることができる環境を整えるため、新しい生活様式に対応した感染防止対策を講じている事業者の支援を、引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今後も新型コロナ感染症の影響は長期化するとの考えが、テレビ報道等でも伝えられています。飯塚市内の事業者の方々も同じく厳しい状況が続き、事業継続が厳しい状況が発生するのではないかと懸念いたします。５月から申し込みが始まった持続化給付金が給付された事業所も、この数カ月間は何とか事業継続ができたのでしょうけれども、コロナ禍の状況が長期化することを考えると、これからの事業継続ができるのか大変不安に思っていらっしゃる事業者が多くいらっしゃると私は認識しています。今回、実施中の経済対策、例えば市独自の融資制度ですね、先ほども答弁で言われていましたが、非常に重要であるという見解が出たということでした。今回は１７４件という、先ほど答弁での報告でしたが、セーフティネットであったりとか、県の融資制度や国の融資制度と比べると、ちょっと活用の割合が少ないのではないかというふうに思っています。これは補償の問題であるとか、条件の問題とか、いろいろあるのではないかと思いますので、そのあたりをもう一度ちょっと検証していただきたいと思いますし、プレミアム応援券に関しましても、どこで市民の方々が利用されたかというのも、わかるのではないかと思っています。そういったところをやはり検証していただいて、今後、飯塚経済が回るような対策をとっていただきたいということを要望したいと思います。

次に、限られた財源の中で、どれもこれも実施するというのは、先ほどの答弁でもありましたけれども、非常に難しいと思っています。よって事業者がどのような経済対策を求めているのか、ニーズ調査を実施し、事業者が求めている対策を行うことが有効ではないでしょうか。長期化を見据えて、ニーズ調査を実施し、状況を把握する考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　前回４月に飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚観光協会と飯塚市でアンケート調査を実施いたしました。回答いただきましたほぼ全ての事業者が、既に事業継続に影響が出ている、あるいは今後影響が生じると回答していることから、本年１０月ごろを目途に、再度、飯塚商工会議所などの関係機関と協力を行いながら、アンケート方式による実態調査を実施したいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今部長の答弁で４月に飯塚商工会議所、飯塚市商工会、飯塚観光協会と飯塚市がアンケート調査を行われたと。また、今度１０月ごろを目安に、再度行うということでしたけれども、私は毎月、飯塚市の経済状況調査というのを行うべきだというふうに思います。毎月の市内経済の状況を把握することは、限られた財源の中、ピンポイントで効果的な戦略を打つことができるというふうに思っています。飯塚商工会議所、飯塚市商工会には、多くの地元事業者の方々が会員としていらっしゃるわけですから、地元事業者のさまざまな情報を都度把握することが可能だというふうにも考えています。飯塚商工会議所や飯塚市商工会からさまざまな情報を飯塚市が共有することで、飯塚市内の事業者が必要とする的確な経済対策が可能となるのではないでしょうか。コロナ禍を乗り切るために飯塚商工会議所、飯塚市商工会が、地元事業者のさまざまな情報や現状を都度把握していただき、飯塚市がその情報や現状に基づいた的確な経済対策を行うといった役割分担的なことを考えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　質問議員が言われますとおり、本市には飯塚商工会議所と飯塚市商工会がございます。それぞれの団体は、商工会議所法と商工会法に基づき設立されており、商工会議所法では第６条で、商工会法では第３条で、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」と同様の目的が規定されております。また、各法において商工会議所及び商工会は、行政庁などの諮問に応じ答申することとなっておりますことから、商工会議所や商工会がいち早く市内事業者の経営状況などを把握し、その情報を市と共有することが必要であると考えております。本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症が長期化し、限られた財源の中で効果的な経済対策を講じるためにも、日々変化している事業者の経営状況などを把握することが必要不可欠でありますことから、商工会議所や商工会などの経済団体との連携、協力、役割分担をさらに進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。そういう情報があれば的確な対策へとつなげることができると思いますので、長期化した場合の対策を、今後ともそういう情報をもとに検討していただきたいというふうに思います。

先ほど限られた財源でいろいろな経済対策を行うのは厳しいと思われる旨を、私も皆さんにお伝えしましたし、受付件数もお聞きしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を飯塚市は受けていますけれども、先ほどの答弁で、現状の執行予定額は、逆に市の負担額が１５億円あるんだというふうに伺いました。私は、もしこの交付金が残っていれば、余裕があれば、それを財源に経済対策がもっとできるのではないかというふうに思っていたんですけれども、いずれにしても、飯塚市内の事業者は、今現在、事業経営が厳しい状況にあるというのは間違いないと思っています。そこで今後、経済対策が、私は必要だと思っているんですけど、本市の見解はどうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　確かにご指摘のとおり今後も新型コロナウイルスがまだまだ収束していない中で、今後とも市民生活及び地域経済活動に、どのようにこのことが影響を及ぼしていくのか、まだまだ見通しは厳しい状況でございますので、質問議員がおっしゃいますとおり、経済対策も含めまして、状況に応じた必要な予算や対策については、関係各課と協議、また検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　先ほどから、やはり今後の見通しがわからない。これは私もそうだと思っています。そしてもう一つ、ウィズコロナということを言われていました。ということは、私はこの飯塚市におきましては、もうコロナウイルス感染症ゼロリスク、非常に難しいんだと。これからは、このコロナ感染症対策と経済活動、この２つを行っていかなくてはいけないんだというふうに答弁の中で思いましたし、私自身もこの経済活動とコロナ感染症対策というのが、これからの飯塚市の両輪ではないかというふうに思っています。この両輪がフル回転できるような施策が必要だと思います。事業者の方々が何を求めているのか把握した中で対策を行っていくことは、非常に大事であるのではないかというふうに思います。今回の経済対策だけに限らず、行政の各種事業において、市民の方の意見を把握して、必要とされる政策を行っていくことは、今後の行政の運営で必要になってくると思っておりますので、また、特に地方交付税が年々削減されている中で、事業を展開するというのは、どうやったらいいかということを考えると、やはり市民の方が必要とする意見を把握して、必要な事業を行っていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、ぜひそういった形の対策をお願いして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時２１分　休憩

午後　２時３４分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。１４番　守光博正議員に発言を許します。１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　公明党市議団の守光博正です。本日最後の一般質問になりますが、執行部の皆様におかれましては、お疲れのところ申しわけありませんが、最後までおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は３つの項目についてお尋ねしたいと思いますので、的確なご答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、がん対策についてお聞きします。皆さんも御存じのとおり、がん患者の年間総数は約１００万人を超えると言われております。がんになると医療費はもちろんのこと、さまざまな部分で大きな負担が生じてきます。本人が一番つらいのはもちろんのことですが、家族にかかる負担も想像を絶するものがあると思います。しかしながら、現在のがん治療に関しては昔と違い、早期発見、早期治療により完治する病気だとも言われております。要するに本人の意識改革はもちろんですが、その後押しとなるのが行政の取り組み及び支援になるのではないでしょうか。そこでまず初めに、本市の各種がん患者の推移について説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　全国のがん患者総数では、平成２３年が１５２万６千人、平成２６年が１６２万６千人、平成２９年が１７８万２千人と増加しております。その中で、胃がんにつきましては、平成２３年が１８万６千人、平成２６年が１８万５千人、平成２９年が１９万６千人となっております。飯塚市のがん患者数につきましては、飯塚市全体の統計数字はございませんので、直近３年間の国民健康保険の疾病分類統計のレセプト数でお答えさせていただきます。これは当該年度５月の状況でございますが、まずは平成２９年度が７５４件で全体に占める割合が３．４％、平成３０年度が７１８件で全体に占める割合が３．３％、令和元年度が７３０件で全体に占める割合が３．４％となっております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今の部長のご答弁ですと、本市の割合は約３％前後ということになります。

では次に、がんの医療費についてですが、がんに罹患すると大変な治療が始まり、精神的にも肉体的にも相当な負担が生じてくるものと思われます。私の亡くなった父親も、がんの治療を受ける姿が、子どもながらに見ていて、とてもつらそうに見えました。ただ、がんの治療のつらさだけではなく、そこに医療費というもう一つの負担があります。そこで、がんになると実際のところ、どれほどの医療費がかかるのか、全国と本市のがんの医療費について説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　全国でのがんによる医療費につきましては、平成２７年が４兆１２５７億円、平成２８年が４兆２４８５億円、平成２９年が４兆３７６６億円となっております。本市の状況といたしましては、直近３年間の国民健康保険の疾病分類統計の医療費でお答えさせていただきますが、平成２９年度が１３億７５５４万２千円で全体の１４．２％、平成３０年度が１５億４８３万円で全体の１５．５％、令和元年度が１４億６４５７万６千円で全体の１５．３％となっております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁だと、本市の割合は約１５％前後ということになります。これまで私は幾度となく胃がん対策について質問をしてきましたが、では全体のがんの中で、胃がんが占める割合はどれくらいなのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　全国の状況といたしましても、がんの部位別の医療費につきましては資料がございません。本市の国民健康保険の状況といたしましては、全体に占める胃がんの割合でございますが、直近の令和元年度では、件数では７％、５１件、医療費ベースでは５．５％、８０６０万７１５０円となっております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁で本市の全体に占める胃がんの割合はわかりましたが、それではもし、胃がんになった場合の治療費としては、どれくらい必要になるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　胃がんの治療費につきましては、治療内容によって異なりますが、医療費から治療件数で割り崩しますと、１件当たり約１５０万円から２００万円程度となっております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　先ほども述べましたが、これまで私はがん対策、中でも胃がん対策について集中して質問してきたと記憶していますが、その後の飯塚市の胃がん対策の現状について、説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の胃がん対策といたしましては、がんの早期発見、早期治療が重要と考えております。そのためにも定期的な検診が重要となりますので、市内各所で年間４０回程度の集団検診を実施し、２割程度の検診費用で受診できるようにいたしております。また、健幸・スポーツ課の健康イベント開催時には、がん検診の必要性をＰＲできるような市民向けの掲示を随時行っております。また、本年度より４０歳、５０歳、６０歳の節目の年齢の対象者に、がん検診の勧奨通知はがきを送付するとともに、インターネットでの予約についても開始いたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　これまでさまざまな胃がん対策、がん対策を行ってこられたことには敬意を表したいと思います。

では次に、先ほど胃がんの治療費についてお尋ねしましたが、胃がんの原因としては、ピロリ菌が感染すると慢性胃炎、萎縮性胃炎が起こり、そして胃がんの危険性が高まります。世界保健機構ＷＨＯは、疫学的調査からピロリ菌を確実な発がん物質と認定しております。そのためピロリ菌を除菌することが効果的な胃がん対策だと、私は考えます。全国的に見ますと、大人だけではなく中学生を対象にピロリ菌除菌を実施されている自治体も現在あります。そこからも言えることですが、胃がんの原因は９９％が、私はピロリ菌だと思っております。そこでお尋ねですが、内視鏡検査などでピロリ菌の感染が確認された場合、その後の除菌費用は、実際のところどれぐらいかかるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　除菌治療費としては、１万５千円程度となっております。この場合、保険適用されれば自己負担としてはその３割、４５００円程度となります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁だと除菌費用は約１万５千円程度で、そこに保険適用されれば４５００円で済みます。何度も言いますけれども、除菌費用は自己負担１人約４５００円程度で済むわけです。私としてはこの自己負担分を助成し、より多くの方に除菌治療をしていただき、胃がんリスクが少なくなればと考えております。１人の胃がん治療として１５０万円から２００万円かかるということですので、少なくて１５０万円としても、１００人に助成しても１人胃がん患者をなくすことができればよいということになりますので、非常に効果的だと私は考えております。これまで何度もお願いしてきましたが、ピロリ菌感染が確認された方という形でターゲットを絞り、効果的な助成制度をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ピロリ菌と胃がんの発症リスクにつきましては、エビデンスも固まりつつあることは承知いたしておりますし、その意味でピロリ菌除菌のための助成制度を行っている自治体がふえてきている状況にもなっております。胃がん予防の観点からピロリ菌対策は有効な施策の一つと考えられますが、除菌の副作用の問題とその対応を含めまして、今後も継続して検討していきたいと考えております。今できることといたしましては、多くの方にピロリ菌についての正しい情報を知っていただくために、イベント時にパネルを用いて、情報を掲示するなど周知活動をより積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁で除菌の副作用の問題とその対応を含めまして、今後も継続して検討するということでありますが、私も昨年の１２月に胃カメラをしてピロリ菌が見つかりました。ことしの２月に除菌をし、３月に晴れてピロリ菌除菌に成功して、今では胃が痛むこともなくなりました。部長が言われた副作用ですが、薬である以上、何らかの副作用はあると思っております。副作用があることの説明を受けた上で、除菌をするかしないかは決めますので、その副作用をわかった上で、除菌をする方の除菌費用を本市が助成していただければと思います。片峯市長、ぜひとも早期に、これまで何度も言ってまいりましたけれども、ピロリ菌除菌に助成を行っていただきたいと、ここで再度、強く強く要望をしておきます。

次に、小児・ＡＹＡ世代についてお聞きしたいと思います。初めに、ＡＹＡ世代について御存じでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　おおむね１５歳から２９歳、１５歳から３９歳と定義されることもありますが、思春期・若年成人を指します。特にがん医療において用いられる用語でございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　小児・ＡＹＡ世代については、小児に好発するがんと成人に好発するがんがともに発症する可能性がある年代であり、肉腫などＡＹＡ世代に多い特徴的ながんも存在します。したがってこの年代のがんの診療には、小児及び成人専門の医師、看護師を初め他職種が連携して診療を行うことがとても重要であります。また、患者さんも中学生から社会人、子育て世代と、ライフステージが大きく変化する年代であり、患者さん一人一人のニーズに合わせた支援が必要となってきます。そこでがん治療の骨髄移植などの影響で、定期予防接種で得た免疫が消失、低下することがあります。感染症予防には再接種が必要になりますが、任意接種となり、もし定期接種対象ワクチン全てを受け直すと自己負担額が約１０万円以上かかると言われております。現在、福岡県において助成制度も始まっておりますが、飯塚市はこの福岡県の助成制度がどのようなものか、御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　福岡県が実施しております助成内容といたしましては、令和２年４月から、造血細胞移植を受けた２０歳未満の者のワクチン再接種費用を助成する市町村に対して、補助率２分の１で、その経費の一部を補助する事業を開始したということでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁のとおり本年の４月から福岡県がワクチンの再接種費用を助成する市町村に対して、補助率２分の１を補助する事業であります。既に県内にも多くの市町村がこの事業を開始したと、私は聞き及んでおります。そこで、飯塚市ではこの助成制度についてどうお考えか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　つらいがん治療により消失した免疫を取り戻すためにワクチンの再接種が有効であること、さらに若い世代の方には経済的な負担がかかることは承知いたしております。今後の対応といたしましては、現在、新型コロナウイルス感染症の関係もございますので、早急に検討すべきと考えております。県内で実施している１０市町村の状況を調査し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　部長のご答弁だと、既に県内で実施している１０市町村の状況を調査して検討するとのことですので、私としては一日も早く、できれば年内にもこの助成制度を実施していただきたいと、ここでも強く要望しておきます。

次に、在宅療養生活支援事業についてお聞きします。ここでいう在宅療養生活支援事業とはどういうものなのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　福岡県が令和元年８月から開始した事業であり、内容は小児・ＡＹＡ世代のがん患者が住みなれた自宅で安心して生活を送ることができるように、在宅介護サービスに係る利用料を助成するものです。対象者は４０歳未満のがん患者で、対象サービスは訪問介護、福祉用具の貸与・購入に係る経費であり、利用上限額を一月当たり６万円とし、自己負担金はサービス費用の１割となります。残りのサービス費用の９割を、県と市町村で２分の１ずつ公費負担することとなります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁で、対象者は４０歳未満のがん患者で、サービスは訪問介護、福祉用具の貸与・購入で、利用上限額が６万円で自己負担は費用の１割となり、残りの費用を県と市町村が２分の１ずつ負担するとのことですが、私がお聞きしたところによると、この取り組みは全国的に見ても先進的な取り組みのようであります。そのような、私が考えるにすばらしい事業について、飯塚市としてはこの助成制度についてどうお考えか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和２年８月１日時点で、県内で実施している市町村は、北九州市、福岡市、久留米市、柳川市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、粕屋町の１５市町となります。ワクチンの再接種の助成と同様に、県内で実施している市町村の状況を調査いたしまして、今後、導入について十分検討いたしてまいります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今後、導入について十分に検討するとのことですので、ぜひ早急に検討していただき、いち早い導入を強く要望しておきます。先ほどのワクチンの再接種と、在宅療養生活支援事業については、以前、公益財団法人がんの子どもを守る会の方々にお会いして、現状を踏まえてさまざまな意見交換をさせていただきました。片峯市長にも２回ほどこの団体の方々に会っていただき、お話を聞いていただきました。そのとき市長の熱い思いもお伺いしましたので、市長、何かメッセージがあれば、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　昨年、実際に飯塚市内におきましても、今、質問者ご指摘の小児そしてＡＹＡ世代のがんに苦しみながら、そして取り組んでいらっしゃる方が、現実にいらっしゃるということを、まず私も理解できました。保護者の方もたしか同席なさっておりまして、その際、私が詳しいことを存じあげずに非常に勉強になりました。一番は、特に小児がん等につきましては、適切な治療対応をすること。そして周りの同学年や年齢の近い方、地域の方の理解が必要なこと。加えて学校に行っている子どもたちについては、教育関係者の理解と支援が必要なこと等々をお聞かせいただきますとともに、その体制さえ整えば、その方々は社会的に自立して、社会生活をスムーズに営むことができるということも実感いたしました。ぜひ、これは担当部局とも、既に話をしていることでございますが、県のほうも助成制度を設けてしっかりバックアップするというような姿勢も見せてくれておりますので、飯塚市としても、しっかりと取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　市長、ありがとうございました。

最後に、がん対策に対する今後の市の考えについて、お聞きしたいと思います。これまで、るるがん対策についてお聞きしてきましたが、がん対策に対する今後の市の考えについてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　当市のがん対策といたしましては、繰り返しとなりますが、がんの早期発見、早期治療のために定期的な検診受診は重要となります。本年度は集団検診においてコロナウイルス感染症対策のため、１日の受診人数を制限して実施しているため、検診率向上の目標達成は厳しい状況でございますが、１人でも多くの方ががん検診受診の大切さを認識できるよう、そのための環境づくりを整えていきたいと考えております。その手段の一つとして、本年度よりインターネットでのがん検診申し込み予約ができるようにしたところでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　ＳＮＳを活用したがん対策を本年度より開始されるなど、これまでさまざまな取り組みをされていますことについては、心から感謝をいたします。しかしながら、本市のがん患者数を見ても、少しではありますが増加傾向になっているようにも見えます。がん対策はがん患者の身体的、精神的、また費用的負担を減らすだけではなく、ひいては莫大な医療費削減につながる大きな取り組みだと考えております。今回さまざまご提案をさせていただきましたので、目の前のことだけを見るのではなく、未来を見据えた対策をこれから大胆に実施されますよう、最後に重ねて要望しておきたいと思います。

次に、買い物困難者対策について、ご質問をさせていただきます。買い物困難者または買い物難民とは、従来型の商店街や駅前スーパーといった店舗が閉店する、あるいは対象の地域における交通を支えてきた公共交通機関、鉄道、路線バスなどが機能を満たせず廃止するなどの事象を理由として、対象となる地域の住民が食料品を初めとする生活用品などの購入の困難や、病院への通院の不全、役所への届け出の困難などに代表される社会サービスの受給における不全、不利益という社会問題、またはその被害を受けた人々を指す言葉、より広い意味で交通難民とも称されます。難民という言葉に対して買い物弱者という言葉を使うケースもあります。そこでまず初めに、買い物困難者の現状についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市が２０１７年１月に策定いたしております立地適正化計画では、日常の買い物については日用品では９割以上、医療品では６割弱、家具・家電等では９割弱を市内で購入されております。その際の交通手段としては、約８割の方が自家用車を利用していますし、逆に残りの２割の方が公共交通機関、タクシーの利用や徒歩により、買い物を行っているということでございます。また、交通便利地域においても、交通不便地域や交通空白地域と同様に、将来もし人口の減少、人口密度が低下すると、公共交通利用者の減少とそれに伴う公共交通機関、タクシーなど、交通サービスは縮小し、新たな買い物困難者の発生が予想されるというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　通常、買い物困難地域というのは、山間部や過疎地域を指していると思いますが、今、ご答弁で言われたように交通便利地域であったとしても、公共交通機関が減少したり、先ほども言いましたが、商店街がシャッター通りと言われるように、買い物をする場所がなくなれば、街なかであっても買い物が困難になると思われます。そこで買い物困難地域として考えられる原因等をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　地域別の詳細な検証には至っておりませんが、買い物困難地域として考えられます原因につきましては、まずは人口の減少、人口密度が低下するなどから起因しまして、スーパーマーケット等の店舗の閉店や公共交通機関の減便などが原因として考えられます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、市が現在運行するコミュニティバス等があると思いますが、実際のところ買い物のための交通手段としては、どのように現在、利用されているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市が運行しますコミュニティ交通としては、コミュニティバスが頴田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線、高田・鎮西線の４路線に加え、宮若市と共同運行の宮若・飯塚線がございます。また、予約乗合タクシーを頴田・鯰田地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、二瀬地区、幸袋地区、飯塚東地区、鎮西地区の８地区で運行しているところでございます。本市単独運行のコミュニティバス４路線の場合、全路線において、イオン穂波店及び中心商店街での買い物にご利用いただけます。また、宮若市と共同運行している宮若・飯塚線は、あいタウン前に停車いたしますので、同様に中心市街地の買い物にご利用いただけます。予約乗合タクシーの場合は、運行地区内の買い物施設まで移動することができますので、例えば頴田・鯰田地区の方であれば川食鯰田店、二瀬地区の方であればハローデイ九工大前店などでの買い物にご利用いただいています。また地区の境界付近で特に需要が高い施設を地区外で行ける施設に指定しているケースもございます。例えば飯塚東地区の方であればハローデイ柏の森店、二瀬地区の方であればイオン穂波店まで行けるなど、買い物でのご利用の利便性に配慮いたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　全国的には買い物困難地域でさまざまな取り組みが実施されておりますが、本市では、まちづくり協議会が主体となった買い物ワゴンや移動販売等も実施されていることと思いますが、現状をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市内１２地区のまちづくり協議会のうち、幸袋地区、飯塚東地区、鯰田地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、頴田地区の７地区において何らかの買い物対策は必要であるという認識のもと、地域住民のニーズを把握された上で、買い物施設までワゴン車を試行的に運行し、買い物支援対策を行ってあります。運行の開始時期や運行期間は地域によって異なりますけれども、それぞれの地域ではニーズに応じた運行に努められている状況でございます。また、鎮西地区と穂波地区の一部につきましては、移動販売による買い物支援という形で試行運行されております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　次に、相田地域の買い物状況についてですが、現在、二瀬地区では買い物ワゴンや移動販売を実施されていないようですが、二瀬地区の相田地域においては、一昨年スーパーマーケットが廃業となり、その周辺住民の方々から買い物に大変困っているという話をよくお聞きいたします。このような問題を解決するために、何らかの対策が必要ではないかと、私は考えております。幸袋地区のまちづくり協議会では、同じようにスーパーマーケットの廃業による買い物困難者の課題を解決するため、商業施設誘致等の要望書を市に提出され、取り組みの結果、平成３０年には誘致が実現し、１店舗がオープンしたと聞いております。買い物ワゴンの利用とあわせて地域の方々が身近な店舗で買い物ができるようになってきております。このような事例のように、二瀬地区、相田地域にも企業誘致ができないか。また週数回でもハローデイやイオンなどから、出張所のような形で廃業されたスーパーマーケット跡地へ出店していただくなど、何らかの対策を講じることができないかと考えております。二瀬地区にはハローデイやコスモスなどの店舗もあり、誘致に関しては難しい面もあるかと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　買い物困難者の対策につきましては、暮らしを支える、生活環境を整える上で、交通網の整備だけではなく、商業施設の立地の問題もございます。幸袋地区の例につきましては、質問者も御承知のとおり、まちづくり協議会から市へ商業施設誘致等の要望書が提出され、熱心な取り組みが功を奏し、平成３０年１１月にスーパーマーケット１店舗の誘致が実現いたしております。また、筑穂地区の例につきましても、地元自治会の働きかけにより、平成３０年１２月にスーパーマーケット１店舗がオープンいたしております。このように企業誘致につきましては、まちづくり協議会や自治会などを初めとする、地元の方々の取り組みが大きな力となっております。市としましても、地元の方々と連携しながら関係各課で取り組んでいく必要のある大きな地域課題の一つと認識しておりますので、今後も総合的にいろいろな調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では最後に、今後の市の考え及び対策についてお聞きいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども説明いたしましたが、本市が２０１７年１月に策定いたしております立地適正化計画では、２０３５年には高齢者の４割が公共交通不便地域、または公共交通空白地域に居住するということが見込まれます。高齢者にとって公共交通等の重要性は高く、今後も買い物困難者の増加が想定され、地域住民が日常生活の中で、非常に重要である買い物への不安も一層高まることと認識しておるところでございます。今後とも地域住民の要望等、地域の実情やニーズを把握できるまちづくり協議会、自治会と協議、調整を行いながら、買い物についての手段を確保するための研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　これまでいろいろお聞きしましたが、本市としてもまち協と連携して、地域ごとのさまざまな取り組みをされていることはよくわかりました。しかしながら地域によっては、まだまだ厳しい状況があるように思われます。先ほどご提案させていただきましたが、大手スーパー等にお願いして、買い物困難地域に定期的に、例えば週２回とか、出張サービスではありませんが、空き地等を利用して出店していただければ、地域の中で車のない高齢者など大変に喜ばれるのではないでしょうか。また、大手スーパーにとってもそんなに損ではないと思われます。地域に密着した取り組みがスーパーにとっても将来の大きな利益につながると思いますので、とにかく行政がリーダーシップを発揮して、また、まち協とさらに連携していただき、本市の中の買い物困難地域が解消されるよう要望しておきたいと思います。

　次に、本市の野良猫の状況についてお聞きいたします。全国的にも野良猫の被害は多いと思われます。もともと自然に生まれて生活をしている猫よりも、最近では一度ペットとして飼われていた猫が、飼い主の身勝手さで飽きたり、もう飼えなくなったら、後先考えずに平気に外に放置され、それが野良猫としてふえ続けているのが現状ではないかと思います。そこでまず初めに、野良猫の問題点についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市におきましても、所有者が不明の野良猫に関する市民の皆様からの苦情や相談が非常に多く、特に敷地内への侵入やふん尿など、生活環境被害に関するものがほとんどでございます。これは猫が繁殖してふえたり、結果を顧みずに無責任に餌を与える行為など、野良猫をめぐる好ましくない事態が、多くの地域で発生していることが要因であると考えております。また、野良猫の駆除を望む声もありますが、動物愛護の観点から駆除を目的とした野良猫の捕獲や引き取りをすることができないという問題もございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　猫は犬と違い狂犬病等がないので、今のご答弁どおり駆除を目的とした捕獲や引き取りをすることができないので、大変難しいとのことであります。

では次に、苦情及び問い合わせ等についてお聞きします。地域を回っていると、よく猫の苦情をお聞きすることが多くあります。衛生上も心配なので何とかならないのか等、地域の住民の方にお叱りを受けることが多々あります。そこで野良猫に関する苦情の内容及び件数の推移についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　野良猫に関する苦情の内容としましては、最も多い苦情が近所に餌を与えるだけの人がいるというものがございます。その他としましては、敷地内に猫が住みついている。鳴き声がうるさい。近所に野良猫がふえているので捕獲してほしいといったものもございます。苦情件数といたしましては、月平均５件程度、年間で６０件程度の連絡が入っております。過去３年間におきましても同程度で推移しております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　私もよく野良猫に餌を与えている人を見かけます。ご本人さんにとっては、飼うのは無理だけど猫が好きだから、かわいいから等の理由で行っている行為だとは思いますが、そうすることによって考えられる野良猫の被害のことは考えていないと思われます。無責任な行動と言うよりほかはないと思うんですけれども。

では次に、愛護団体についてお聞きします。飯塚市内の愛護団体数及び活動状況についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　飯塚市内の野良猫を対象として活動している団体として、本市で把握している団体は１団体であります。活動状況としましては、地域の野良猫を１カ所にまとめ、餌やりの管理、清掃、不妊去勢手術、活動地域の見回り等を行っております。現在、団体の人員は５名で、３１匹の野良猫を管理しております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　次に、避妊及び費用等についてお聞きします。よく動物の去勢手術についてお聞きすることがありますが、一般的にかかる猫の避妊費用はどのくらいになるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　一般的な猫の不妊去勢費用としましては、病院によって金額が異なりますが、雌猫の避妊が２万４千円から２万８千円程度、雄猫の去勢が１万４千円から１万６千円程度でございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、本市の助成状況についてお聞きします。県内では猫の避妊にかかる助成制度を実施されている自治体があるとお聞きしていますが、本市の助成制度の内容及び実績についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市の助成制度としましては、地域猫活動支援事業を令和２年度から実施しております。地域猫不妊去勢手術委託料として雌５匹分１３万円、雄５匹分８万円、合計１０匹分として２１万円の予算を計上しております。事業内容としましては、野良猫が放置されていることにより、ふん尿による悪臭、鳴き声による騒音等の生活環境被害を軽減するため地域住民が主体となり、野良猫に対する不妊去勢手術、一定のルールに基づいた餌やりやトイレの管理等を行う団体を地域猫活動団体として登録し、本市と福岡県獣医師会と業務委託を締結、雌猫２万６千円、雄猫１万６千円の不妊去勢手術券を交付し、団体の負担軽減を図り、地域猫活動を推進するものでございます。なお、財源につきましては１０分の１０の福岡県の補助金を活用いたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、福岡県の取り組み状況及び今後の動向についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　福岡県では地域猫活動に取り組む住民等で組織される団体に対し、不妊去勢手術に要する費用を全額負担する支援を行っておりましたが、現在はこの支援事業を各市町村が実施することへの補助制度に変更をされております。本市としましても、今後も本制度の継続について福岡県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　引き続き県へ制度の継続を強く要望していただきたいと思います。

最後に、今後の市の考え方及び対策についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　野良猫をふやさないために、大きな取り組みとして２点。１点目は野良猫の不適正な放置の削減についてでございます。飼い猫の屋内飼育を推進することにより野良猫化を防止し、野良猫への安易な餌やり行為を防止するための普及啓発が必要と考えております。また、野良猫は繁殖能力が高いため、不幸な命を生ませないための不妊去勢手術が特に重要であると考えます。福岡県獣医師会が実施している野良猫を対象とした不妊去勢手術支援事業についても、引き続き周知してまいります。２点目は地域猫の制度を活用するということでございます。現在、市内において地域猫活動に取り組む団体への支援を継続して行うとともに、本制度を広く周知し、地域猫活動を推進する必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　野良猫の被害及び苦情は、これからますますふえ続けていくのではないかと思われます。高齢化社会、核家族、ひとり暮らしの増加、ペットはもうペットの域を越えて既に家族となっております。しかしながら残念なことに、最後までお世話をすることができずに、勝手に放置してしまい、それが地域社会の問題となっております。一人一人のモラルが問われていると思います。行政としても苦情等への対応及び対策が大変だとは思いますが、粘り強く地域住民の快適な暮らしを守るために、今後も努力をお願いいたします。

最後になりますが、今回は３つの質問をさせていただき、お願いもさせていただきました。現実は大変に厳しいかもしれません。しかしながら、何かをなし遂げるには今行動を起こすしかありません。ゲーテの言葉に「現実は、万事、精神的な粘りにかかっている。」、また私の大好きなイギリスの歴史家のトインビー博士の指摘に「行動は必ず結果を生む。しかしその結果は変えられないものではない。次に起こす行動によって、よくも悪くも変えていけるのです。」とあります。きょうからはさらに粘り強く行動することを決意して、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明９月９日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時１９分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志